### 綾 部 市 公 報

第707号 令和3年5月6日 綾部市役所 (市民協働課)・・・14 (こども支援課)・・・16 (保健推進課)・・・35 (市民協働課)・・・36 (市民協働課)・・・37 (市民協働課)・・・38 (市民協働課)・・・39 (市民協働課)・・・40 · 地緣団体変更告示 (西坂町自

#### 〇告 示

· 綾部市国民健康保険被保険者 の無効告示

(市民・国保課)・・・1

• 地緣団体変更告示 (安国寺町 自治会)

(市民協働課)・・・2

・地縁団体変更告示 (旭ヶ丘自 治会)

(市民協働課)・・・3

· 地緣団体変更告示 (高倉町自 治会)

(市民協働課)・・・4

· 地緣団体変更告示 (向田町自 治会)

(市民協働課)・・・5

· 地緣団体変更告示 (鳥居野自 治会)

(市民協働課)・・・6

地緣団体変更告示(岡倉自治 会)

(市民協働課)・・・7

· 地緣団体変更告示 (舘町自治 会)

(市民協働課)・・・8

· 地緣団体変更告示 (篠田自治 会)

(市民協働課)・・・9

・指定ごみ袋の取扱販売業務の 委託告示

(環境企画課)・・・10

· 地緣団体変更告示 (新庄自治 会)

(市民協働課)・・・12

地緣団体変更告示(大島町東

自治会)

(市民協働課)・・・13

· 地緣団体変更告示 (小畑自治 会)

地緣団体変更告示(渕垣町自 治会)

(市民協働課)・・・15

綾部市低所得の子育て世帯に 対する子育て世帯生活支援特 別給付金(ひとり親世帯分) 支給事業実施要綱の制定

• 綾部市不妊治療費等助成事業 実施要綱の一部改正

· 地緣団体変更告示 (鳥垣自治 会)

· 地緣団体変更告示 (西屋自治 会)

· 地緣団体変更告示 (中川原自 治会)

· 地緣団体変更告示(内久井自 治会)

· 地緣団体変更告示(高谷自治 会)

治会)

(市民協働課)・・・41

·地緣団体変更告示 (東物部会)

(市民協働課)・・・42

· 地緣団体変更告示 (大石自治 会)

(市民協働)・・・43

<ul><li>地緣団体変更告示(中筋町自</li></ul>	いて
治会)	(監理課)・・・75
(市民協働)・・・44	・住民基本台帳法に基づく住民
• 綾部市緊急事態措置給付金支	基本台帳の一部の写しの閲覧
給要綱の制定	状況について
(商工労政課)・・・45	(市民・国保課)・・・85
<ul><li>地緣団体変更告示(白道路自</li></ul>	・第3次あやベ健康増進・食育
治会)	推進計画策定支援業務に関す
(市民協働課)・・・52	る公募型プロポーザルの実施
<ul><li>地緣団体変更告示(物部地区</li></ul>	について
自治会連合会)	(保健推進課)・・・86
(市民協働課)・・・53	・新型コロナウイルス感染症に
<ul><li>地緣団体変更告示(西原町自</li></ul>	かかる予防接種の実施につい
治会)	て
(市民協働課)・・・54	(保健推進課)・・・87
・地縁団体変更告示(西方自治	• 公示送達
会)	(市民・国保課)・・・88
(市民協働課)・・・55	・森林経営管理法に基づく経営
<ul><li>地緣団体変更告示(金河内町</li></ul>	管理権集積計画の縦覧につい
自治会)	T
(市民協働課)・・・56	(林政課)・・・89
・地縁団体変更告示(小呂町自	· 病児保育室整備工事条件付一
治会)	般競争入札について
(市民協働課)・・・57	(監理課)・・・90
<ul><li>・地縁団体変更告示(有安自治会)</li></ul>	・公共下水道舗装復旧(3-2)
(市民協働課)・・・58	工事条件付一般入札について
• 地縁団体変更告示 (於与岐区)	(監理課)・・・100
(市民協働課)・・・59	・ふれあいの家防水改修工事条
·第6次綾部市総合計画将来都	件付一般競争入札について
市像ロゴデザイン使用規程の	(監理課)・・・110
制定	・浄化槽設置工事その1条件付
(企画政策課)・・・60	一般競争入札について
・公共下水道供用開始告示	(監理課)・・・120
(下水道課)・・・66	・浄化槽設置工事その2条件付
・綾部市緑の担い手育成事業費	一般競争入札について
補助金交付要綱の一部改正 (井戸理) (20	(監理課)・・・131
(林政課)・・・69 ○公 告	・ 令和 3 年度下水道事業受益者 会担会の財調区域の縦監につ
<ul><li>○公 告</li><li>・綾部市資料館空調設備改修工</li></ul>	負担金の賦課区域の縦覧につ いて
事条件付き一般競争入札につ	(下水道課)・・・141
尹 /N   □   □   □   □   □   □   □   □   □	

- ○教育委員会告示
- · 令和 3 年度第 1 回綾部市教育 委員会招集告示

• • • 144

- ○選挙管理委員会告示
- ・選挙人名簿抄本閲覧の状況について

• • • 145

#### 綾部市告示第80号

#### 綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則(平成8年綾部市規則第15号)第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和3年4月5日

証交付	<b>才</b> 年月日		証記号・番号	生年月日
令和	2年 4	月 1日	綾0811-72004	昭和49年 7月29日
令和	2年12	月 7日	綾0907-71006	昭和29年11月10日
令和	2年 4	月 1日	綾1013-23002	昭和24年 9月30日
令和	2年 4	月 1日	綾1206-23004	平成11年10月14日

#### 綾部市告示第81号

地縁による団体「安国寺町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月5日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市安国寺町上背戸33番地 渡 邊 信 和 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

#### 綾部市告示第82号

地縁による団体「旭ヶ丘自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月8日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市位田町岼22番地の2 塩 見 重 夫 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

#### 綾部市告示第83号

地縁による団体「高倉町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月8日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市高倉町下路 1 1 番地 四 方 秀 一 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

#### 綾部市告示第84号

地縁による団体「向田町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月8日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市向田町秡イ森2番3番合地 麝 嶋 久 男 に変更する 代理人を 綾部市向田町迫田32番地 久 木 加代子 に変更する
- 2 変更の年月日 令和3年4月1日
- 3 変更の理由 任期満了による交代

#### 綾部市告示第85号

地縁による団体「鳥居野自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月8日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市上杉町鳥居野 2 番地 相 根 一 夫 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

綾部市告示第86号

地縁による団体「岡倉自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月8日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市位田町岡倉92番地 塩 見 博 之 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

綾部市告示第87号

地縁による団体「舘町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月8日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市館町下舘27番地 大 槻 眞 純 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

綾部市告示第88号

地縁による団体「篠田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月8日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市篠田町クゴノシタ3番地 山 添 義 行 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

#### 綾部市告示第90号

綾部市指定ごみ袋の取扱販売業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月8日

綾部市長 山崎善也

#### 1 令和3年度 取扱販売店等の名称・所在地

京和3年度 取扱販売店等の名称・所任地 取扱販売店等の名称	所 在 地				
綾部市役所共済組合売店	綾部市若竹町8番地の1				
雨林たばこ店	綾部市田野町風久呂1番地の3				
京都丹の国農業協同組合 本店	綾部市宮代町前田20番地				
ウエルシア綾部宮代店	綾部市宮代町宮ノ下12番地の1				
丸金屋酒店	綾部市相生町23番地の4				
有限会社 お酒のヒラタ	綾部市駅前通17番地				
フレッシュバザール綾部幸通り店	綾部市幸通り23番地				
バザールタウン綾部アスパ館	綾部市綾中町花ノ木30番地				
バザールタウン綾部ストック館	綾部市西町三丁目				
マツモトあやべ店	綾部市宮代町宮ノ下16番地の2				
生鮮&業務スーパー青野店	綾部市青野町高田76番地				
エフエッチ商店	綾部市青野町西ノ後15番地の13				
仁丹堂薬局	綾部市相生町30番地の6				
セブン-イレブン綾部井倉町店	綾部市井倉町南大町2番地				
髙山荒物商店	綾部市田町37番地				
ファミリーマート綾部駅前通店	綾部市駅前通39番地の2				
松田紙店	綾部市西町二丁目93番地				
ミニストップ綾部井倉店	綾部市井倉町西田5番地の2				
ローソン綾部高東分校前店	綾部市川糸町南古屋敷20番地の4				
株式会社 オオツキ綾部店	綾部市味方町アミダジ14番地の1				
ワインショップ高本	綾部市本町四丁目1番地の5				
株式会社 古和田電機商会	綾部市駅前通5番地の4				
株式会社 サンコード	綾部市井倉町樋ノ元9番地				
株式会社 ジュンテンドー綾部店	綾部市青野町西中居30番地				
有限会社 佐々木酒店	綾部市西町二丁目98番地				
寿産業有限会社	綾部市青野町舘ノ後56番地				
モリモト薬局	綾部市西町一丁目47番地				
モリモト薬局Rivi店	綾部市青野町西ノ後43番地				
株式会社 藤善綾部店	綾部市青野町東青野59番地				
ローソン綾部西町店	綾部市西町三丁目北大坪19番地				
ココカラファイン綾部店	綾部市西町三丁目北大坪19番地				
ローソン綾部宮代店	綾部市宮代町門ノ前14番地				

取扱販売店等の名称	所 在 地
生鮮&業務スーパー綾部店	綾部市大島町ニ反目9番地の1
ARワーク株式会社	綾部市安場町打越2番地の3
きもの・婦人服 はむろ	綾部市岡町弓場4番地の1
ゴダイドラッグ綾部店	綾部市大島町畠田10番地の4
セブン-イレブン綾部高津店	綾部市高津町三反田8番地の1
セブン-イレブン綾部大島町店	綾部市大島町沓田1番地の18
ドラッグユタカ綾部店	綾部市大島町南和田11番地
ディスカウントドラッグコスモス綾部店	綾部市上延町八反37番地の1
マルゼンしかた	綾部市里町西ノ糸11番地の6
京都丹の国農業協同組合綾部広域営農経済センター	綾部市里町敷田1番地
京都生活協同組合中丹支部	綾部市桜が丘三丁目5番地の2
三ツ丸ストア 下八田店	綾部市下八田町下沢11番地の3
NPO法人 西八田ふれあいサロン	綾部市岡安町大道16番地
ファミリーマート綾部下八田店	綾部市下八田町大坪8番地
ローソン綾部渕垣店	綾部市渕垣町高野23番地の1
株式会社 コメリハードアンドグリーン綾部店	綾部市下八田町堂ノ下13番地の1
八木株式会社綾部営業所	綾部市渕垣町古川12番地
セブン-イレブン綾部下八田店	綾部市下八田町角田19番地の1
黒谷和紙協同組合	綾部市黒谷町東谷3番地
ふれあい弥仙の里	綾部市於与岐町宮ノ下17番地
片山商店	綾部市広瀬町宮ノ前7番地
山家ふれあいの駅運営委員会	綾部市上原町戸尻8番地の5、8番地の6
いこいの村栗の木寮	綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地
たかお商店	綾部市十倉名畑町欠戸18番地の6
大島ストアー	綾部市豊里町福垣153番地
だるまや	綾部市豊里町福垣155番地
横田商店	綾部市舘町下舘58番地の2
株式会社 清水設備工業	綾部市栗町ウケ川30番地
有限会社 空山の里	綾部市鍛治屋町花ノ木6番地の4
京美堂	綾部市物部町南前田18番地
京都丹の国農業協同組合綾部西部地域農業振興係	綾部市新庄町太ヶ鼻8番地
山本商店	綾部市志賀郷町成田15番地
志賀郷地域振興協議会	綾部市志賀郷町北町17番地
五泉の里	綾部市五泉町西巻49番地の3
京都丹の国農業協同組合綾部東部地域農業振興係	綾部市睦合町井谷14番地
大石商店	綾部市故屋岡町小中下1番地の2
小西商店	綾部市故屋岡町小中下22番地
株式会社 緑土	綾部市睦寄町在の向10番地

#### 綾部市告示第91号

地縁による団体「新庄自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月12日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市新庄町大迫 2 3 番地 西 田 好 郎 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

#### 綾部市告示第92号

地縁による団体「大島町東自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月12日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市大島町東内山田 5 8 番地の 2 安 **達** 正 紀 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

綾部市告示第93号

地縁による団体「小畑自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月12日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市小畑町松原 2 2 番地 由 良 正 男 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

#### 綾部市告示第94号

地縁による団体「渕垣町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月12日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市渕垣町カトカ16番地の2 冨 田 宣 之 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

綾部市告示第95号

綾部市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 支給事業実施要綱を次のように定める。

令和3年4月12日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひと り親世帯分)支給要領(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の 支給について(令和3年4月7日付子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通 知)別紙)に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得 のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等 による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 支給事業に関し、必要な事項を定める。

(支給要件)

- 第2条 綾部市(以下「市」という。)は、前条の目的を達成するため、次の各号に定め る者(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) (以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)のうち支給しようとしている給付に相 当するものの支給を既に他の都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を管理す る町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。)に対し、給付金(ひと り親世帯分)を支給する。
  - (1)令和3年4月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。) による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者(その 全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。)
  - (2) 令和3年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」とい う。)のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこと とされている者(以下「法第13条の2支給停止者」という。)、又は法第6条の規 定に基づく綾部市長(以下「市長」という。)の認定を受けた場合には法第13条の 2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定 される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和元年の収入額について同表 の右欄に掲げる要件を満たす者(以下「公的年金給付等受給者」という。)
    - に該当し、かつ、母がない児童、同項第一部支給に係る支給制限限度額に相当す

①当該者(法第4条第1項第1号ロ又は二 | 法第9条第1項で定める児童扶養手当の

2号ロ又は二に該当し、かつ、父がない 児童その他児童扶養手当法施行令(昭和 36年政令第405号。以下「令」とい う。)で定める児童の養育者を除く。)

る収入額未満(収入には、当該者が非課税 の公的年金給付等を受給している場合に あっては、その受給額を含み、当該者が母 である場合であってその監護する児童が 父から当該児童の養育に必要な費用の支 払を受けたとき、又は当該者が父である場 合であってその監護し、かつ、これと生計 を同じくする児童が母から当該児童の養 育に必要な費用の支払を受けたときは、令 第2条の4第6項で定めるところにより、 当該者が当該費用の支払を受けたものと みなして、収入の額を計算するものとす る。)

②当該者(①に規定する養育者に限る。)

法第9条の2で定める児童扶養手当の支 給制限限度額に相当する収入額未満(収入 には、当該者が非課税の公的年金給付等を 受給している場合にあっては、その受給額 を含む。)

③当該者の配偶者又は当該者が父若しく は母である場合にあっては当該者の民 法(明治29年法律第89号)第877 条第1項に定める扶養義務者(以下「扶 養義務者」という。)で当該者と生計を 同じくする者若しくは当該者が養育者 である場合にあっては当該者の扶養義 務者で当該者の生計を維持する者

法第10条又は第11条で定める児童扶 養手当の支給制限限度額に相当する収入 額未満(収入には、左欄に掲げる者が非課 税の公的年金給付等を受給している場合 にあっては、その受給額を含む。)

- (3) 申請時点において、令和3年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく 市長の認定を受けていない受給資格者(前号に規定する者を除く。)又は法第9条か ら第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている 受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、第2 号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲 げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者 (以下「家計急変者」という。)
- (4)前3号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該 当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の 左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等 | 左欄に掲げる者の法第4条に定める要件 受給者(法第13条の2支給停止者に限 | に該当する児童(以下「監護等児童」とい る。)であって、令和3年4月1日以後に ∫う。)であった者

死亡した者(当該者が、当該者に対する給	
付金の支給が決定される日までの間に死	
亡した場合を含む。)	
公的年金給付等受給者(法第13条の2支	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
給停止者を除く。)であって、令和2年度	
予備費閣議決定日以後に死亡した者(当該	
者が、当該者に対する給付金の支給が決定	
される日までの間に死亡した場合を含	
む。)	
家計急変者であって、給付金の申請後、当	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
該者に対する給付金の支給が決定される	
日までの間に死亡した者	

(給付金(ひとり親世帯分)の支給等)

- 第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において給付金(ひとり親世帯分)を支給する。
- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金(ひとり親世帯分)の金額は、 支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上で ある支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児 童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

(児童扶養手当受給者に対する給付金(ひとり親世帯分)の支給の申込み等)

- 第4条 市長は、児童扶養手当受給者に対し、給付金(ひとり親世帯分)の支給の申込み を行う。
- 2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、給付金(ひとり親世帯分)の受給 の拒否を届け出ることができる。この場合において、当該拒否の届出は低所得の子育て 世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)受給拒否の届出書(様 式第1号)により行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対 し、給付金(ひとり親世帯分)を支給する。

ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

(児童扶養手当受給者に対する給付金(ひとり親世帯分)の支給の方式)

- 第5条 児童扶養手当受給者に対する市長による給付金(ひとり親世帯分)の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
  - (1) 児童扶養手当支給口座振込方式 令和3年4月分の児童扶養手当振込時における指 定口座に振り込む方式
  - (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が前号の 指定口座の変更の届出を低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付 金(ひとり親世帯分)支給口座登録等の届出書(様式第2号)により届け出、市長が

当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3)窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金(ひとり親世帯分)に係る申請 受付開始日及び申請期限)

- 第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する給付金(ひとり親世帯分) に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定め る日とする。
- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年2月28日までの間で市長が別に定める日とする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金(ひとり親世帯分)の申請及び 支給の方式)

- 第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けようとする者(以下「給付金(ひとり親世帯分)申請者」という。)は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)(様式第3号。以下「給付金(ひとり親世帯分)申請書」という。)により申請を行う。
- 2 給付金(ひとり親世帯分)申請者による申請及びこれに基づく市長による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、給付金(ひとり親世帯分)申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
- (1)郵送申請口座振込方式 給付金(ひとり親世帯分)申請者が給付金(ひとり親世帯分)申請書を郵送により提出し、市長が給付金(ひとり親世帯分)申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2)窓口申請口座振込方式 給付金(ひとり親世帯分)申請者が給付金(ひとり親世帯分)申請書を窓口に提出し、市長が給付金(ひとり親世帯分)申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (3)窓口交付方式 給付金(ひとり親世帯分)申請者が給付金(ひとり親世帯分)申請書を郵送により、又は窓口において提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに簡易な収入額の申立書(様式 第4号)、簡易な所得額の申立書(様式第5号)、簡易な収入見込額の申立書(様式第 6号)又は簡易な所得見込額の申立書(様式第7号)及び給与明細書、公的年金証書等 の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該給付金(ひとり親世帯分)申 請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。
- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該給付金(ひとり親世帯分)申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により第7条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した 者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(給付金(ひとり親世帯分)申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該給付金(ひとり親世帯分)申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により給付金(ひとり親世帯分)を支給する。

(給付金(ひとり親世帯分)の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金(ひとり親世帯分)支給事業の実施に当たり、支給対象者及び 監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他 の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金(ひとり親世帯分)申請者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該給付金(ひとり親世帯分)申請者が給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和3年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。)に給付金(ひとり親世帯分)の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和4年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。
- 3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和4年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金(ひとり親世帯分)の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金(ひとり親世帯分)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月12日から施行する。

### 低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 受給拒否の届出書

市区町村 受付印

#### 綾部市長様

- 1, 私は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所			
届出者氏名			
足山老浦紋生	(	)	

#### 本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

低所得の子育で世帯に対する子(ひとり親世帯分)支給		
低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給市区町村 綾部市長様	市区町村受付印	
<u>1. 届出者</u>		
<td color="1" color<="" rowspan="2" td=""><td>現 住 所</td></td>	<td>現 住 所</td>	現 住 所
年 月 ほ		電話 ( )
※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。	証書番号	
2. 新規振込先指定口座(児童扶養手当を受給している	らご本人名義の口座に限ります。 <u>)</u>	
□ ア 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者 ※振込先金融機関□座確認書類を添付してください(下欄を確認		
【受取口座記入欄】	口	
金融機関名 支店名 分類 (1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 4.信連 4.信連 支店コード 支店コード 支店コード 2当座	口 座 番 号	
※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・! ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
□ イ 窓口での現金支給を希望 ※金融機関の口座がつくれない方等、どうしても口座による受け取 ださい。	gりが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してく	
【誓約・同意事項】(チェック欄(口)に『✔』を入れてください。)		
市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等 に、市区町村が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得の 親世帯分)が支給されないことに同意します。		
提出書類		
<ul><li>■ 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支給口座登録等の届出書』(本書)</li><li>※必要事項をご記入ください。</li></ul>	支援特別給付金(ひとり親世帯分)	
□ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※ ※ <u>通帳やキャッシュカードの写し(コピー)</u> など、受取口座のタ (コピー)をご用音ください	「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。) 金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し	

『届出者本人確認書類の写し(コピー)』 ※届出者の<u>運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)</u> をご用意ください。

家計急変者用

#### 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村	
綾部市長様	

市区町村 受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1 <u>. 申請•請求者</u>					記入日 令和 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	性別		生年月日		現 住 所
			年 月	日	電話()
公的年金受給状況			基礎年金 年金コー		児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
<ul><li>□ 受けることができる(種類:</li><li>□ 支給停止 (種類:</li><li>□ 受けることができない</li></ul>		)			<ul><li>□ 受けることができる(種類: )</li><li>□ 支給停止 (種類: )</li><li>□ 受けることができない</li></ul>

#### 2. 監護等児童

甲請	*時点において	、児重扶養主	当の支	給 要 件 に	ご該当7	デる児童	につい	て記載	ノてくだ	さい。
No.	<u>(フリ</u> 氏	ガ ナ ) 名	続柄	性別	障害の 有無	生	年月	日	同居・ 別居の 別	住所(別居の場合のみ記入)
1						年	月	Ш		
2						年	月	Ш		
3						年	月	Ш		
4						年	月	П		
5						年	月	B		

<sup>※「</sup>監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

- ※ 18歳到達後最初の3月31日が令和4年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
- ※「障害」とは、児童技養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3 月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

#### 3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏	名	公的年金 受給の有無
配偶者			有·無
扶養義務者			有·無
扶養義務者			有·無

<sup>※</sup> 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ずご確認ください。)

<sup>※「</sup>公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。)」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。)」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。)」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

<sup>※「</sup>受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

<u>4.</u>	申請額•請求額						
П	対象児童数 人 申請額・請求額 円						
	<ul><li>※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。</li><li>※ 申請額・請求額は、対象児童数が1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合:50,000円×3人=150,000円</li></ul>						
<u>5.</u>	<b>児童扶養手当の支給要件</b> (申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、						
	以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✔』を入れてください。) ※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。						
	支給要件						
	□ 父母が婚姻(法律婚)を解消した児童						
	□ 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童						
	口 父又は母が死亡した児童						
	□ 父又は母が障害の状態にある児童						
	□ 父又は母の生死が明らかでない児童						
ı	□ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童						
ŀ	□ 父又は母がDV被害に関する保護命令を受けた児童						
ŀ	□ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童						
ŀ	□ 母が婚姻によらないで懐胎した児童						
}	※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。						
}	る場合は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、						
6.	<b>受取方法</b> (希望する受取方法のチェック欄(□)に『 <b>✓</b> 』を入れて、必要事項を記入してください。)						
	] ア 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望						
	※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。						
لے	受取口座記入欄】						
	金融機関名     支店名     分類 (広詰めでお書きぐださい.)     口座番号 (プリガナのみ)       ※「申請・請求者」名義に限る。						
	1.銀行 5.農協     本・支店       2.全庫 6.漁協     木・支所       3.信組 7.信漁連     出張所       2当座						
	金融機関コード   1   1   4   信達   支店コード   1   1   1   1   1   1   1   1   1						
	※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。						
	] イ 窓口での現金支給を希望						
	※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。						
【耆	<b>愛約・同意事項</b> 】(各項目のチェック欄(□)に『✔』を入れてください。)						
	低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。						
	給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情 報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同						
	意します。						
	公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。						
	この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。						
	都道府県等が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令 和4年3月31日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。						
	給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。						
	既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。						

提出	出書類
	『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)』(本書) ※必要事項をご記入ください。
	『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
	※申請者・請求者の <b>運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し</b> (コピー)をご用意ください。
	『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
	※ <u>通帳やキャッシュカードの写し(コピー)</u> など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し (コピー)をご用意ください。
	『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
	※ <u>戸籍謄本又は抄本</u> をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。)。(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、 <b>障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類</b> を添付してください。)
	『簡易な収入見込額の申立書』(様式第6号)又は『簡易な所得見込額の申立書』(様式第7号)
	※ 申立てを行う収入(所得)に係ろ <b>給与明細書、年命振込通知書</b> 等の収入額が分かろ書類を添付してください

#### 告示

## 簡易な収入額の申立書(申請者本人用) 【公的年金給付等受給者】

- ○「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)」と一緒にご提
- 出ください。
  ○申請者と生計を同じくする扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」も併せてご提出ください。
- ○下記にある③の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①申請者の前々年(平成31年1月~令和元年12月)の年間収入の内訳をご記入ください。							
※年間の額をご記入ください。							
			金額		注意事項		
	養育費【A】			円	※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。		
	給与収入【B】			1.4	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。		
事	「業収入又は不動産収入【C】			, ,	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。		
年金相当収入【D】 (a-b)				円	※「年金収入【a】一児童扶養手当相当額 【b】」で計算した額をご記入ください。		
	年金収入【a】			円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。		
	児童扶養手当相当額【b】			円	※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を 有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確 認いただき、該当する金額をご記入くださ い。		

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表(年額)

令和元年12月31日時点での児童数	支給額 (年額)	※参考(月額)
児童0人	0円	0円
児童1人	122, 160円	10, 180円
児童2人	183, 360円	15, 280円
児童3人	220,080円	18,340円
児童4人	256, 800円	21,400円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに36,720円 (年額) を加算してください。

②前々年(平成31年1月~令和元年12月)	の年間	収入	の合	計	領を	ご記入	ください	\ <u>\</u> _\0
年間収入額 (A+B+C+D)							円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

(次ページに続きます。)

③亜件	に該当す	るか確認し	てく	ださい

(1)以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。

属性	□ 父母	□ 父母以外の養育者
	NO	以下のいずれかに該当する児童の養育者ですか。 ・父が死亡又は生死不明かつ母がない児童 ・母が死亡又は生死不明かつ父がない児童 ・母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、 母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの ・父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童
		YES 🕕
	収入基準A	収入基準B
		_

(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族(児童含む)<mark>又は</mark>養っている親族以外の児童(令和元年12月31日時点で扶養を行っている者)の氏名をご記入ください。【☆】

	収入基準Aの方							
	フリガナ 氏名	該当する場合 16歳以上23歳未満 の親族 (③)						
1								
2								
3								
4								
5								

	収入基準B	の方
	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族
1		
2		
3		
4		
5		

#### (3) (2) でご記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

	(2) の人数にチェックしてください。	基準額
✓	人数	1
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4, 125, 000円
	3人	4,600,000円
	4 人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(	2) の人数にチェックしてください。	基準額	
✓	人数	坐牛帜	
	0人	3,725,000円	
	1人	4, 200, 000円	
	2人	4,675,000円	
	3人	5, 150, 000円	
	4人	5,625,000円	
	5人	6, 100, 000円	
	人	円	

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

#### (4) 要件に該当するかの計算を行ってください。

		Family, T	@ o # ## :b =	Here and the
		年間収入額(表面の②)		円
			$\vee$	
		収入基準額(i+ii+ii)		円
iii	(2)	の○の数×100,000円	'	円
ii	(2)	の◎の数×150,000円		円
i	(3)	で選択した基準額		円

i	(3) で選択した基準額		円							
ii	(2) の○の数×60,000円		円							
	(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)									
	収入基準額(i + ii)		円							
		$\vee$								
	年間収入額 (表面の②)		円							

→ 【要件】②の年間収入額が収入基準額を下回っていること。 ※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

#### 【確認事項】 (各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

	「要件】に該当しています。		収入額が分かる書類	(課税証明書や年金額改定通知書等)	を提出しています。
--	---------------	--	-----------	-------------------	-----------

□ 本申立の内容に相違ありません。

令和 月 申請者氏名

## 

○「簡易な収入額の申立書(申請者本人用)」の【要件】又は「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し	立てしたい方の氏	名を記載の	F. 2	そのこ	方の『	申譜	者から	みた	属化	‡にチェッ	ケ	(図) しっ	てくた	<b>さい</b>	١,		
氏名				性						父母 口子						弟姉妹	□配偶者
以下、上記の	氏名の方について	の必要な情報	最を、	ご記	<u>し</u> 入しっ	てく7	ださい	١,									
A 「簡易	な収入額の申立書(	申請者本人用	) ]	の②]	又は	「簡易	るな収え	入額の	)申2	Z書(扶養:	義務	者等用)」	の③	)の金	額をご	ご記入く	ださい。
	年間収入額									円				_	_		
	控除等					7	<b>₽</b>										
B Aの年	≅間収入額のうち、	養育費に係	る控	除の	額(	前々	年分)						0/ -	A short 1		- , , , ,	
養	<b>育費を記入した方</b>	•								円	<b>※</b> 1	育費の20 円未満の ごさい。	%の3	金額をが生じ	こ記 る場	入くたる 合は四排	さい。 舎五入してく
C Aの年	間収入額のうち、済	給与収入に係	系る糸	与疗	<b>斤得</b> 挖	除の	7額(	前々	年分	•)							
給	与収入を記入した。	片								円	※ 新	Ϊ々年(平 ἷをご記入	成31 <sup>4</sup> くだる	年1月 さい。	~令	和元年1	2月)の控除
D Aの年	間収入額のうち、こ	事業収入、不	動產	を収り	しに係	る必	<b>公要経</b>	費の	額(								
事業収入又	くは不動産収入を記	入した方								円	を ※ <b>帳</b>	ご記入く	ださい	, \ <sub>0</sub>			2月) の経費 をご提出くだ
		// <del>// /- // // // // // // // // // // // /</del>	* <del>* *</del>	- 150	r 2\b	'- / <del></del>	Arte Jule	ī^	rkert			· v 'o					
	間収入額のうち、c 金収入を記入したこ		人化	-徐る	公的	少牛会	2等控	深の:	観り				り控	余額を	確認	し、ご記	己入くださ
的 未満 ②	)額のうち年金収入(課	税年金収入と非 " "	課税生	F金収	入の合		130万円	超410	万円.	)方 → 以下の方 → 以下の方 →	公的	年金等収入					
金 等 控 以上 3	)額のうち年金収入(課	税年金収入と非 " "	課税年	F金収	入の合		330万円	超410	万円.	)方 → 以下の方 → 以下の方 →		額のうち公					
F その他	の控除																
(	控除名	)	а							円	е						円
(	控除名	)	b							円	f						円
(	控除名	)	С							円	g						円
(	控除名	)	d							円	h						円
	その他控除額合計 c + d + e + f +	g + h)								円							
・雑頻控係に ・独頻性 ・中規書 ・中規書 ・特場 ・等 ・等 ・等 ・等 ・等 ・等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	【記載額】 表済等掛金控除【記載額 [27万円】 性除【40万円】 性除(児童の父母の場合を (児童の父母の場合を	】 を除く)【27万 除く)【35万円 がある場合や、 除、地震保険料	円】】 純損労、	その繰寄附	越控除金控除	など、配	偶者控隊	余、扶	養控				できま	せん。			
G 社会保	<b>険料相当額</b>									o H	<u>*</u> -	・律に8万	円のキ	空除レ	なる	ため、言	己載不要です。
						8	0	0	0	0 円	· `	,, ,= 0 //	, , - / 1.	±1/41 €	له: حن	/ F	
					-	J		_									
H 各控除	等の控除後の所得	額 A —	(	В	+	С	+	D	+		F	+ <b>G</b> )					
	年間所得額									円	L						

→扶養親族が1人の場合には、Hが230万円未満であれば【所得要件】を満たしますので、Iを記載は不要です。

I	要件に	該当	する	<sub>መ</sub>	確認	じ、	てく	ださ	W.

(1)以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「簡易な収入額の申立書」	(申請者本人用)
収入基準Aの	方

その他の方	

#### (2) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用又は扶養義務者等用)【☆】と同じ人数にチェックしてください。

	チェックしてください。	基準額		
/	人数	坐牛頓		
	0人	1,920,000円		
	1人	2, 300, 000円		
	2人	2,680,000円		
	3人	3,060,000円		
	4 人	3,440,000円		
	5人	3,820,000円		
	人	円		

	チェックしてください。	基準額		
1	人数	<b>至</b>		
	0人	2, 360, 000円		
	1人	2,740,000円		
	2人	3, 120, 000円		
	3人	3,500,000円		
	4人	3,880,000円		
	5人	4, 260, 000円		
	人	円		

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。 
※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

#### (3) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用又は扶養義務者等用)【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額	円		i (2) で選択した基準額		円
ii ☆の◎の数×150,000円	円		ii ☆の○の数×60,000円		円
			(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減ら)	して計算)	
iii☆の○の数×100,000円	円				
所得基準額(i+ii+ii)	円		所得基準額(i+ⅱ)		円
	V				
年間所得額(表面のH)	円		年間所得額(表面のH)		円
→【所	得要件】Hの年間所	得額	質が所得基準額より低いこと		

#### 【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

	【所得要	件】に	該当し	ます。	□ 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。 (前ページのD欄を記入した場合のみ)	
報、	給付金の	支給要	件の該	当性等を	・審査等するため、市区町村等が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情	
干以、	公的年金 意します		の公簿	等の確認	Rを行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同	司
	本申立の	内容に	相違あ	りません	70	
	令和	年	月	日	申請者氏名	
					扶養義務者氏名	

様式第6号(その1) (第7条関係)

### 簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用) 【家計急変者】

- ○「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)」と一緒にご提 出ください。
- ○下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。 ※申請者と生計を同じくする扶養義務者などがいる場合は、その方の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

#### ①下記にチェック(☑)してください。

□ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

#### →【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者又は申請者の生活を経済的に支えている以下の方が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

- 申請者の配偶者申請者の配偶者

- ・ 申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系血族又は兄弟姉妹 (※) 申請者本人が児童の父又は母の場合は、これらの方が申請者と同居していることが原則となります。 ※上記の申請者の生活を経済的に支えている方がいる場合には、「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)」も併せてご提出ください。

2	申請	青者の令和2年2月以降の任意	の月の	の収入	. (1	か月)	の内	訳及びそ	その合計額をご記入ください。
		令和	年	月					注意事項
		養育費【A】						円	※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
		給与収入【B】						円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
収入		事業収入又は不動産収入 【C】						円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※ <b>帳簿</b> などの収入額が分かる書類をご提出ください。
八内訳		年金相当収入【D】 (a-b)						円	※年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】で計算した額をご記入ください。
		年金収入 【a】							※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
		児童扶養手当相当額 【b】							※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。
		収入合計額 【A + B + C + D】						円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。
	※上詞	記以外の収入については記載不要です。							
	※児i	児童 0 人 児童 1 人 1 児童 2 人 1 児童 3 人 1	額(月額) 0円 0, 180円 5, 280円 3, 340円 1, 400円 60円(月				×12		
3	の収	ス入合計額を12倍した金額をご	記入	くださ	٧١.			円	
	<u>- <del></del> -</u> -	年間収入見込額	CE THE	1 - <del>1 - 3-11 -</del>	75 t	, )_T	<b>無心</b>		とよとは ①の割掛はアヸペン
→技	養	親族が1人の場合には、③が3	65万円	未満	であれ	ぃば【	要件:	2】を満	たすため、④の記載は不要です。

④要件に該当するか確認してください。									
(1)以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。									
属性		父母		□ 父母以外の養育者					
			NO 🗽	シャ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以下のいずれかに該当する児童の養育者ですか。 ・父が死亡し又は生死不明かつ母がない児童 ・母が死亡又は生死不明かつ父がない児童 ・母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、 母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの ・父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童				
	収入	基準A		収入基準B					
(2)申請者が生計を同じくし養っている親族又は養っている親族以外の児童の氏名をご記入ください。【☆】									
	収入基準Aのス	方			収入基準Bの方				
		該当する場合は◎又は○ 16歳以上23歳 未満の親族 (◎) 親族、配偶者			フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族			
1				1					
2				2					
3				3					
4				4					
5				5					
(3)	(2) でご記入いただいた	 方の人数にチェックを	としてく	くださ	さい。				
(2)	の人数にチェックしてください。	In the National			(2) の人数にチェックしてください。	de a the sale deri			
1	人数	収入基準額		1	人数	収入基準額			
	0人	3, 114, 000円			0人	3,725,000円			
	1人2人	3,650,000円 4,125,000円			1人2人	4, 200, 000円 4, 675, 000円			
	3人	4, 600, 000円			3人	5, 150, 000円			
	4人	5,075,000円		_	4人	5, 625, 000円			
	5人	5,550,000円			5人	6, 100, 000円			
		円			人 人	円			
	こいる場合は、1人増えるごとに475,000円を 要件に該当するかの計算を			<b>%</b> 6,	人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算し	た金額をご記入ください。			
(1)	スロルタコナ カルツ川 野で	1120000							
i (3)	)で選択した基準額	円		i	(3) で選択した基準額	円 円			
ii (2)	)の◎の数×150,000円	円		ii	(2)の○の数×60,000円	円			
	)の○の数×100,000円	円			(○以外の氏名がない場合は、○の数を				
m (2)									
	収入基準額(i+i+i	i) <u></u>			収入基準額(i	+ ii ) 円			
	年間収入見込額(表面の③	D) <u></u> 円		ge va	年間収入見込額(表面	iの③) 円			
	<del>-</del>				収入基準額より低いこと。 ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対:	象となります。			
Į (		7欄(□)に『✔』を入え	れて頂き	ŧ, E	氏名をご記入ください。)				
	□ 【要件】に該当します。				月細書や年金額改定通知書等)を提出し 『キスカビの事様により、今後1年間の				
	基準額を上回ることが明ら	っかであるものではありる		7州7)	ぶあるなどの事情により、今後1年間の	/4X八元心创州以八			
	□ 本申立の内容に相違ありま 令和 年 月		由≋	青者母	- A.				
	774 十 月	日	中市	日口口	V11				

# 様式第7号(第7条関係) **簡易な所得<u></u>先</u>変額の申立書** 【家計急変者】

		<u> </u>								
下、上記の氏名の方についての A 「簡易な収入見込額の申立書			-	_			_	* 数字:	年田)	」の③欄の金額をご記入ください。
	] <b>火</b> は「	削勿は	.4X./\5	とと独り	) H T.	計(か	(食報	2051日	平川).	
年間収入見込額					_					
控除等				-	仚	_				
B Aの年間収入見込額のう <sup>°</sup>	ち、給与	収入	こ係る	給与原	听得控	除の	見込	額(		
養育費を記入した方									円	※養育費の20%の金額をご記入ください。 ※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入 てください。
C Aの年間収入見込額のう	ち、給与	収入	こ係る	給与原	听得控	除の	見込	額(		
給与収入を記入した方									円	※以下により控除額を計算の上、ご記入く さい。
給与所得控除	②Aの ③Aの	額のう	ち給与』 ち給与』	又入分が 又入分が	65万円 162.57	超162. 7円超1	5万円 80万円	以下 引以下		円 合与収入分×40%
										·収入分×30%+18万円 ·収入分×20%+54万円
D Aの年間収入見込額のう	ち、事業	収入、	不動	達収	へに存	る必	要経	費の		
									円	※Aを算出するための任意の1か月の事業 は不動産収入のために要した経費の12か
業収入又は不動産収入を記入	.した方									相当額をご記入ください。 ※ <b>帳等</b> 等の上記の経費がわかる書類をご携 ください。
E Aの年間収入見込額のう <sup>®</sup>	ち、公的	年金	等収入	に係る	5公的	年金	等控	除の		
年金収入を記入した方									円	※以下により控除額を計算の上、ご記入く さい。
公 的 年 末満 (3) (1) Aの額のうち年金 2) "	130万	円超41	0万円以	下の方		7年金			5%+37 5%+78	
金 等 控 65歳 ② "					→ 120		るたか	. 的年 /	>年117.1	分×25%+37.5万円
除以上。										分×15%+78.5万円
マー その他の控除										
控除名 (	)	а							円	e
控除名	`	b							円	f
( 	)								円	
1年标石	)	С								g
控除名 (	)	d							円	h
その他控除額合計	. 1								円	
(a + b + c + d + e + f + g 添の「控除対象一覧表」のうち、	当てはま									
除が4つ以上ある場合は、一つの	2 控除名の	懶に、	200	の唄番	×は控	际名を	どこ記	こ人く	にさい。	
3 社会保険料相当額					2 2				円	※一律に8万円の控除となるため、記載不
				8	8 0	0	0	0		です。

(次ページに続きます)

	-		
	<u></u>	<del></del> 示	
I 要件に該当するか確認して	こください。		
(1)以下のどちらか当てはまる方	を選択してください。		
	(		
□「簡易な収入見込額の申立書」 収入基準Aの力		□ その他の方	
· 以八圣中1107	)		
(2) 「簡易な収入見込額の申立書」	(由請者太人用マけ扶養差)	務者等用) 【☆】と同じ人数にチェックして	ください
		Madya, Chao, Chao, Control	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
チェックしてください。	基準額	チェックしてください。	基準額
✓ 人数		人数	
0人	1,920,000円	0人	2, 360, 000円
1人	2,300,000円	1人	2,740,000円
2人	2,680,000円	2人	3, 120, 000円
3人	3,060,000円	3人	3,500,000円
4人	3,440,000円	4人	3,880,000円
5人	3,820,000円	5人	4, 260, 000円
<u></u>	H. Artes Single Artes	<u></u>	H A Media William A A Media William A Media Wi
※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加	昇した金額をこ記入ください。	※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算し	ンに金額をこ記入くたさい。
(3) 「簡易な収入見込額の申立書」	(申請者本人用又は扶養義	務者等用) 【☆】を用いて計算を行ってくだ	さい。
i (2) で選択した基準額	円	i (2) で選択した基準額	円
ii ☆の◎の数×150,000円	円	ii ☆の○の数×60,000円	円
11 以 20 00 数 < 130,000   1	1.1		
		(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らし	て計算)
iii☆の○の数×100,000円	円		
所得基準額(i + ii + iii)	円	所得基準額(i + ii)	円
//四本平板(エーエー皿)	1.1	/川安安宁枫(1)Ⅱ)	1.1
	V		$\vee$
年間所得見込額(表面のH)	円	年間所得見込額(表面のH)	円
→【前得两	仕】ロの年間前得目	liみ類が所得其準額 L り 低いこと	

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✔』を入れて頂き、氏名をご記入<	ください。	)
---------------------------------------	-------	---

K HESH	UT:X1		•//	> 1M3	( ) (	te i v i e / the tiget Mare e mot tree v i i
	【所得要	件】に	該当し	ます。		控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。 (前ページのD欄を記入した場合のみ)
						、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所 が明らかであるものではありません。
		公的年	金情報	等の公簿		等するため、市区町村等が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や 確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・
	本申立の	内容に	相違あ	りません	/o	
	令和	年	月	日		申請者氏名
						扶養義務者氏名

### (別添) 控除対象一覧表

### 控除できるもの

項番	控除名	控除対象者	控除できる場合	控除額
	雑損控除	生活災害、盗難、横領	令和2年中に申立書に記載のある方又はその方と生活を同じくする親族の方の住	支払額
( <u>1</u> )		にあった方(生活を同	宅や家財などが災害、盗難又は横領により損失した場合、その取り壊し費用や除去	(見込含む)
1)		じくする親族でも可)	費用、原状回復費用などがあれば控除できます(保険金で補填される金額は対象外	
			です。)。	
	医療費控除	医療にかかっている	令和2年中に申立書に記載のある方又はその方と生活を同じくする親族の方が医	支払額
2		方(生活を同じくする	療費を支払った場合に、その医療費について控除できます(保険金で補填される金	(見込含む)
		親族でも可)	額は対象外です。)。	
	小規模企業共	小規模企業経営者、個	令和2年中に申立書に記載のある方が、小規模企業の経営者などのための退職金制	支払額
(3)	済等掛金控除	人事業主で一定の掛	度である小規模共済掛金、企業型確定拠出年金での加入者掛金、個人型確定拠出年	(見込含む)
		金を払っている方や	金(iDeCo)などの掛金を支払った場合に、その掛金について控除できます。	
		iDeCo に加入の方		
	障害者控除	障害をお持ちの方や	申請時点において、申立書に記載のある方又はその方と生活を同じくする配偶者や	27万円
<b>(4)</b>		障害をお持ちの方と	養っている親族が、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、身体障害者手帳	
		一緒に生活している	に身体上の障害がある者として記載されているなどの一定の障害がある場合に控	
		方	除できます。	4070
	特別障害者控	重い障害をお持ちの	④のうち一定の障害のある方が精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級と記載さ	40万円
5	除	方や重い障害をお持	れている、身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されているなど、一	
		ちの方と一緒に生活 をしている方	定の障害の程度である場合は④の27万円ではなく、40万円の控除となります。	
	寡婦・寡夫控除	ひとり親の方(児童の	申請時点において、申立書に記載のある方(父、母を除く)のうち、寡婦又は寡夫	27万円
6	券州・券入た	父又は母以外)	中間時点において、中立音に記載のめるカー文、母を除てたのすら、雰囲又は雰天  である場合に控除できます。	2177
	特別寡婦控除	養育者、配偶者又は扶	⑥のうち、養っている子どもがいる寡婦の方について、⑥の27万円ではなく、	35万円
(7)	17/11分別11日	養義務者のうち、ひと	35万円の控除となります。	9.9/3/1
		り親のお母さん		
	勤労学生控除	働きながら学校に通	申請時点において、申立書に記載のある方が、働きながら学校に通っている場合に	27万円
8	2/4// 1 12/12/1/1	っている方	控除できます。	
	肉用牛の売却	農業を営み、肉用牛を	令和2年中に申立書に記載のある方が農業を営んでおり、肉用牛のうち一定のもの	支払額
9	による事業所	特定の市場で売却し	を特定の市場で売却した場合に控除できます。	(見込含む)
	得	ている方		
		- )		•

<sup>※</sup>上記の「控除名」の他にも、純損失の繰越控除(個人事業主で青色申告を行っている方)、雑損失の繰越控除(昨年以前に雑損控除を行っていた方)などができる場合があります。

綾部市告示第96号

綾部市不妊治療費等助成事業実施要綱(平成15年綾部市告示第77号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月12日

綾部市長 山 崎 善 也

第2条第1号中「本市」を「助成金の交付申請時において、本市」に改め、「別表第2に定める一般不妊治療給付事業のうち不妊治療に係る医療費の一部を助成する事業又は不育治療等給付事業を利用する場合にあっては、」を削り、同条第4号中「(別表第2に定める一般不妊治療給付事業のうち不妊治療に係る医療費の一部を助成する事業又は不育治療等給付事業を利用する場合に限る。)」を削る。

附則

- 1 この告示は、令和3年4月12日から施行する。
- 2 この告示による改正後の綾部市不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、令和3年1月 1日以後の治療から適用し、同日前の治療については、なお従前の例による。

綾部市告示第98号

地縁による団体「鳥垣自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月14日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市睦寄町今飼4番地 野々尾 浩 に変更する
- 2 変更の年月日 令和3年4月1日
- 3 変更の理由 任期満了による交代

綾部市告示第99号

地縁による団体「西屋自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月14日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市八津合町西屋 6 3 番地の 2 藤 原 和 司 に変更する 代理人を 綾部市八津合町神谷 1 0 6 番地 葛 目 光 男 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月4日
- 3 変更の理由 任期満了による交代

### 綾部市告示第100号

地縁による団体「中川原自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月14日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市於与岐町迫田ノ下33番地 坂 田 幸 治 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

### 綾部市告示第101号

地縁による団体「内久井自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月14日

綾部市長 山 崎 善 也

変更があった事項、その内容、変更の年月日及び変更の理由

変更事項	変更前	変更後	変更の年月日	変更の理由
代表者の 氏名及び	岡 正 幸 綾部市内久井町 句領田39番地	倉 橋 育三郎 綾部市内久井町 元屋敷30番地	令和 2 年 4 月 1 日	任期満了による 交代
住所	倉 橋 育三郎 綾部市内久井町 元屋敷30番地	<ul><li>千 原 昭 男</li><li>綾部市内久井町</li><li>元屋敷83番地</li></ul>	令和3年 4月1日	任期満了による 交代

綾部市告示第102号

地縁による団体「高谷自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月14日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市舘町高谷39番地の84 赤 尾 浩 二 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

### 綾部市告示第103号

地縁による団体「西坂町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月14日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市西坂町堂ノ岡14番地 芦 谷 和 明 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

## 綾部市告示第104号

地縁による団体「東物部会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月14日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市物部町東物部 6 7番地 井 上 芳 治 に変更する 代理人を廃止する
- 2 変更の年月日 令和3年3月28日
- 3 変更の理由任期満了による交代

綾部市告示第105号

地縁による団体「大石自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月17日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市上杉町奥大石10番地 鈴 木 正 史 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

### 綾部市告示第106号

地縁による団体「中筋町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月14日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市中筋町野 2 番地 村 岡 晃 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

綾部市告示第107号

綾部市緊急事態措置給付金支給要綱を次のように定める。

令和3年4月23日

綾部市長 山 崎 善 也

#### 綾部市緊急事態措置給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2021年1月13日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛による影響を受けた中小事業者等に対して、緊急事態宣言の影響が特に大きい2021年1月から同年3月までの期間(以下「対象期間」という。)における影響を緩和して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える綾部市緊急事態措置給付金(以下「給付金」という。)を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者等)

- 第2条 給付金の支給対象者は、主たる事業所(法人にあっては本店、団体にあっては主 たる事務所、個人事業主にあっては住民票の住所地)を市内に有している者であって、 次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 2020年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思 があること。
  - (2) 緊急事態宣言の発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金(以下「時短協力金」という。)の支払い対象となっている飲食店(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の都道府県知事の許可を受けた者。以下同じ。)と直接・間接の取引があること又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと。
  - (3) 対象期間のいずれかの月の月間事業収入が、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化するよりも前の年(申請者が2019年又は2020年から選択。以下「基準年」という。)の同月と比較して30パーセント以上50パーセント未満減少していること。ただし、創業の時期その他の事情によりこれにより難い場合は、市長が別に定める要件に該当すること。
  - (4) 法人が申請者の場合は、2021年3月1日時点において、次のいずれかを満たす者であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

- ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。なお、基本金を有する法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「基本金の額」と、一般財団法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えるものとする。
- イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員(労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づき解雇の予告を必要とする者をいう。)の数が2,000人以下であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。
- (1) 国の一時支援金の給付要件を満たす事業者
- (2) 時短協力金の支給要件を満たす事業者又は時短要請に応じず支給要件を満たさなくなった事業者
- (3) 綾部市暴力団排除条例(平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号に規定する 暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (5) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (6) 市税を滞納している者(地方税法(昭和25年法律第226号) 附則第59条第1 項の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。)
- (7) この要綱に基づく給付金の支給を受けたことがある者
- (8)給付金の趣旨等に照らして市長が適当でないと判断する者 (給付金の額等)
- 第3条 給付金の額は、基準年の1月から3月の事業収入合計から第2条第1項第3号に 規定する月間事業収入の減少をした月(以下「対象月」という。)の月間事業収入に 3を乗じて得た額を差し引いた額とし、法人は30万円を、個人は10万円を限度と する。
- 2 創業の時期その他の事情により、前項の規定により難い場合における交付額の算定方法は、市長が別に定める。

(申請受付開始日及び申請期限)

- 第4条 給付金に係る申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。
- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日から2か月以内とする。

(給付金の支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、綾部市緊急事態措置給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(給付金の支給決定)

第6条 市長は、前条の規定による支給申請があったときは、速やかにその内容を審査の 上、支給の可否を決定し、綾部市緊急事態措置給付金支給(不支給)決定通知書(様 式第3号)により当該申請者に通知するものとする。 (給付金の返還等)

- 第7条 市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給 決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部又は一部の返還を命じることができ る。
  - (1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
  - (2)この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この告示は、令和3年4月23日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年8月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第5条関係)

(表面)

年 月 日

綾部市長

様

#### 綾部市緊急事態措置給付金支給申請書兼請求書

綾部市緊急事態措置給付金支給要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のと おり給付金の支給について申請及び請求します。

記

#### 1 申請(請求)内容

申 請 者	所在地 名称(法人名・屋号) 代表者(職)・氏名					<b>(</b> 1)
	電話番号				業種	業
	創業・設立年月日	年	月	日	未俚	未
( )± 1 ( ) 7 )	法人番号				決算月	月
(法人のみ)	資本金又は出資総額				従業員数	人
	基準年 ※1	2 0	年			
	基準年1月の売上①			円	減少率 ※3	
事 光 四 3 <b>英</b>	基準年2月の売上②			円	(★-④) ÷★	%
事業収入等	基準年3月の売上③			円	× 1 0 0	%
	対象月 ※2	2 0 2	1 年	月		
	対象月の売上 ④			円		
支給申請	①~③の売上合計-④	の売上×	3 か月	の計		
	算結果か上限額(法人	30万円	、個人	1 0		円
(請求)額	万円)のいずれか少な	い額 ※	4			

- ※1 基準年の欄には、2019年又は2020年のいずれかを記載してください。
- ※2 対象月の欄には、2021年1月から3月までの間で、1か月当たりの事業収入が 基準年の同月と比較して30%以上50%未満減少した、任意の月を記載してくだ さい。なお、2021年1月から3月までの間で、2019年又は2020年の同 月との比較で50%以上減少している月がある場合には、国の一時支援金の対象と なり得るため、本給付金の支給対象としません。
- ※3 減少率の欄における★は、① $\sim$ 3のうち④と同月の売上で計算してください。なお、表示単位未満の端数は切り捨ててください。
- ※4 創業の時期等でこの計算により難い場合又は個人事業主で主たる事業所得を雑所得・給与所得で確定申告した場合は、「特例による算定シート」で計算した額を記入してください(事業収入等、減少率の欄は記入不要です。)。

### (裏面)

# 2 給付金の振込先

金融機関名		支 店 名				
預金種別	普通・当座・その他	口座番号 (左詰め)				
フリガナ						
口座名義						

<sup>※</sup>ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

### 3 添付書類

	□ 誓約書(様式第2号)
	□ 取引先情報一覧
	□ 収受印のある、基準年1~3月を含んだ事業年度分の確定申告書別表1の写し
法	⇒ e − T a x 申請で収受印がない場合は「受信通知」を添付してください。
人	□ 法人事業概況説明書(表・裏)の写し
	□ 対象月の事業収入が確認できる帳簿等の写し
	□ 履歴事項全部証明書
	□ 口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏等)
	□ 誓約書 (様式第2号)
個	□ 取引先情報一覧
人	□ 収受印のある、基準年分の確定申告書第1表
事	⇒ e − T a x 申請で収受印がない場合は「受信通知」を添付してください。
業	□ 所得税青色申告決算書(青色申告の場合)
未主	□ 対象月の事業収入が確認できる帳簿等の写し
工.	□ 口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏等)

※創業の時期その他の事情により特例の適用を希望する場合には、「特例による算定シート」及び同シートに記載の添付書類も提出してください。

#### 様式第2号(第5条関係)

#### 誓約書

- ・綾部市緊急事態措置給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)及びその添付書類の記載内容に偽りはありません。
- ・綾部市が支給決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。
- ・2020年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も継続して事業を継続する意思があります。
- ・2021年1月から3月までの間に、1か月当たりの事業収入が、2019年又は 2020年の同月比(「特例による算定シート」を用いる場合は各要件による比較) で50%以上減少した月がなく、国の一時支援金の給付要件を満たす事業者に該当し ません。
- ・京都府の営業時間短縮要請(以下「時短要請」という。)に伴う京都府緊急事態措置協力金又は京都府新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給要件を満たす事業者又は時短要請に応じず支給要件を満たさなくなった事業者に該当しません。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、綾部市暴力団排除条例 (平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4 号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。 また、暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に 事実上参画していません。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に 規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者に 該当しません。
- ・宗教上の組織又は団体ではありません。
- ・政治団体ではありません。
- ・市税を滞納している者(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条第1項 の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。)ではありません。
- ・不正受給が判明した場合には、給付金を返還します。
- ・綾部市が給付金の調査として関係書類の提出依頼、事情聴取、立入検査等を行う場合 は、これに応じます。

	年	月	日
名称 (法人名・屋号)			
代表者(職)・氏名			)

様式第3号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

綾部市長

綾部市緊急事態措置給付金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市緊急事態措置給付金支給要綱に 基づく給付金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市緊急事態措置給付 金支給要綱第6条の規定により通知します。

記

支給	支給決定額	
不 支 給	(理由)	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定(この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

### 綾部市告示第108号

地縁による団体「白道路自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月23日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市白道路町桜ケ坪32番地 四 方 勝 一 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

綾部市告示第109号

地縁による団体「物部地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月23日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者の住所を 綾部市物部町六地蔵3番地 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由 代表者の住居移転による

### 綾部市告示第110号

地縁による団体「西原町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月23日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市西原町町猪坂1番地 四 方 正 明 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

### 綾部市告示第111号

地縁による団体「西方自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月23日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市西方町桜 2 1 番地 関 口 誠 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

### 綾部市告示第112号

地縁による団体「金河内町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月23日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市金河内町筋海5番地 加 柴 和 成 に変更する 代理人を 綾部市金河内町柏在1番地 小 池 靖 に変更する
- 2 変更の年月日 令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

### 綾部市告示第113号

地縁による団体「小呂町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月23日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市小呂町大迫 2 番地 岩 本 芳 晴 に変更する
- 2 変更の年月日 令和3年4月18日
- 3 変更の理由任期満了による交代

綾部市告示第114号

地縁による団体「有安自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月23日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市睦寄町市場 1 4 番地 渋 沢 正 志 に変更する
- 2 変更の年月日 令和3年4月11日
- 3 変更の理由任期満了による交代

### 綾部市告示第115号

地縁による団体「於与岐区」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月23日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市於与岐町カミヤ6番地の1 吉 﨑 敏 明 に変更する
- 2 変更の年月日令和3年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

#### 綾部市告示第116号

第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン使用規程を次のように定める。

令和3年4月27日

綾部市長 山 崎 善 也

第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン(基本デザイン(別図)及びその展開デザインをいう。以下「デザイン」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインの使用承認基準)

- 第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認する ものとする。
  - (1) 本市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
  - (2) 自己の商標とし、又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
  - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
  - (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支持し、若しくは公認しているような誤解を 与え、又は与えるおそれがあるとき。
  - (5) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
  - (6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

(デザインの使用承認期間)

第3条 デザインの使用を承認する期間(以下「使用承認期間」という。)は、次条の規定による申請時において特に使用期間を定めない限り、第5条の規定により使用の承認をした日の属する年度の末日までとする。この場合において、当該使用承認について、当該期間の満了日までに使用者から特に申出のない場合は、使用承認を翌年度の末日まで継続することができるものとし、以降も同様とする。

(デザインの使用承認申請)

- 第4条 デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
  - (2) 国、地方公共団体その他の公的機関が広報その他これに準ずる業務の目的で使用するとき。

- (3) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (4) 本市が主催する事業の開催に協賛し、又は参加する団体が当該事業の広報の目的で 使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めるとき。

(デザインの使用承認等)

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査の上、使用の可否を決定し、 第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン使用承認(不承認)通知書(様式第2号) により申請者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第6条 前条の規定によりデザインの使用承認を受けた者は、第4条の申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン使用承認変更申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

- 第7条 第5条又は前条の規定によりデザインの使用承認又は変更承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 承認された用途のみに使用すること。
  - (2) 使用承認期間を遵守すること。
  - (3) デザインの使用前に当該使用に係る物件の完成見本を、速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
  - (4) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
  - (5) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消し)

- 第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認 を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても市長はその責め を負わない。
  - (1)この規程に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
  - (3) その他市長が不適当と認めたとき。
- 2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該取消しのあった日以後、当該承認に 係る物件を使用してはならない。

(責任の制限)

第9条 デザインの使用により、使用者又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも市は一切その責めを負わない。

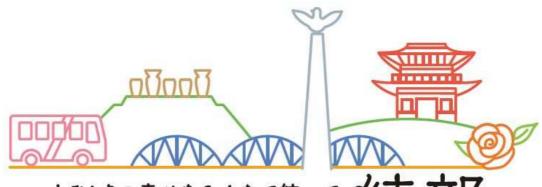
(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月27日から施行する。

別図 (第1条関係)



一人ひとりの幸せをみんなで紡いで 大夫 中に実現できるまち… 木夫 中に



様式第1号(第4条関係)

年 月 日

綾部市長

様

団 体 名 代表者住所 代表者氏名

第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン使用承認申請書

第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴのデザインを使用したいので、第6次綾部市総合 計画将来都市像ロゴデザイン使用規程第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用内容
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間(予定)

年 月 日~ 年 月 日

- 4 使用数量(製造個数)
- 5 有償又は無償の別 有償(売価

円)・無償

6 連絡先

担当者氏名

電 話 ファクス E-mail

7 添付書類 (レイアウト、スケッチ、原稿、企画書等)

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

綾部市長回

第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン使用承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のありました第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴのデザインの使用について、下記のとおり決定しましたので、第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン使用規程第5条の規定に基づき通知します。

記

- 1 使用の可否 承 認・ 不承認
- 2 承認条件
- (1) 承認内容は、第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン使用承認申請書のとおりとします。
- (2) 使用に際しては、第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン使用規程を遵守してください。
- 3 不承認の場合の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定(この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

綾部市長

様

団 体 名 代表者住所 代表者氏名

第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン使用承認変更申請書

年 月 日付けで承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、第6次綾部市総合計画将来都市像ロゴデザイン使用規程第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更したい理由
- 2 変更内容

### 綾部市告示第117号

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和3年 4月30日

綾部市長 山 崎 善 也

2 下水を排除すべき区域 田野町の一部

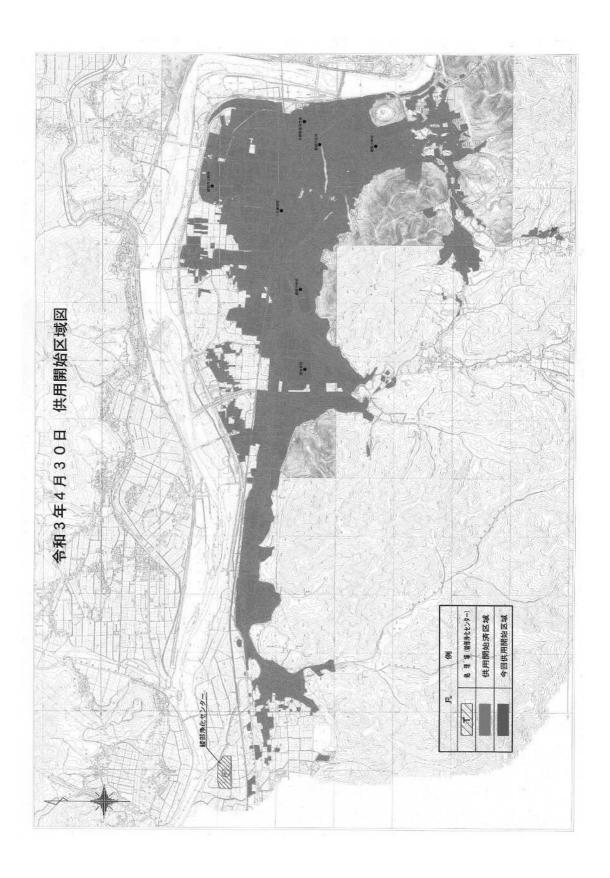
3 供用を開始しようとする排水施設の位置 田野町の一部

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

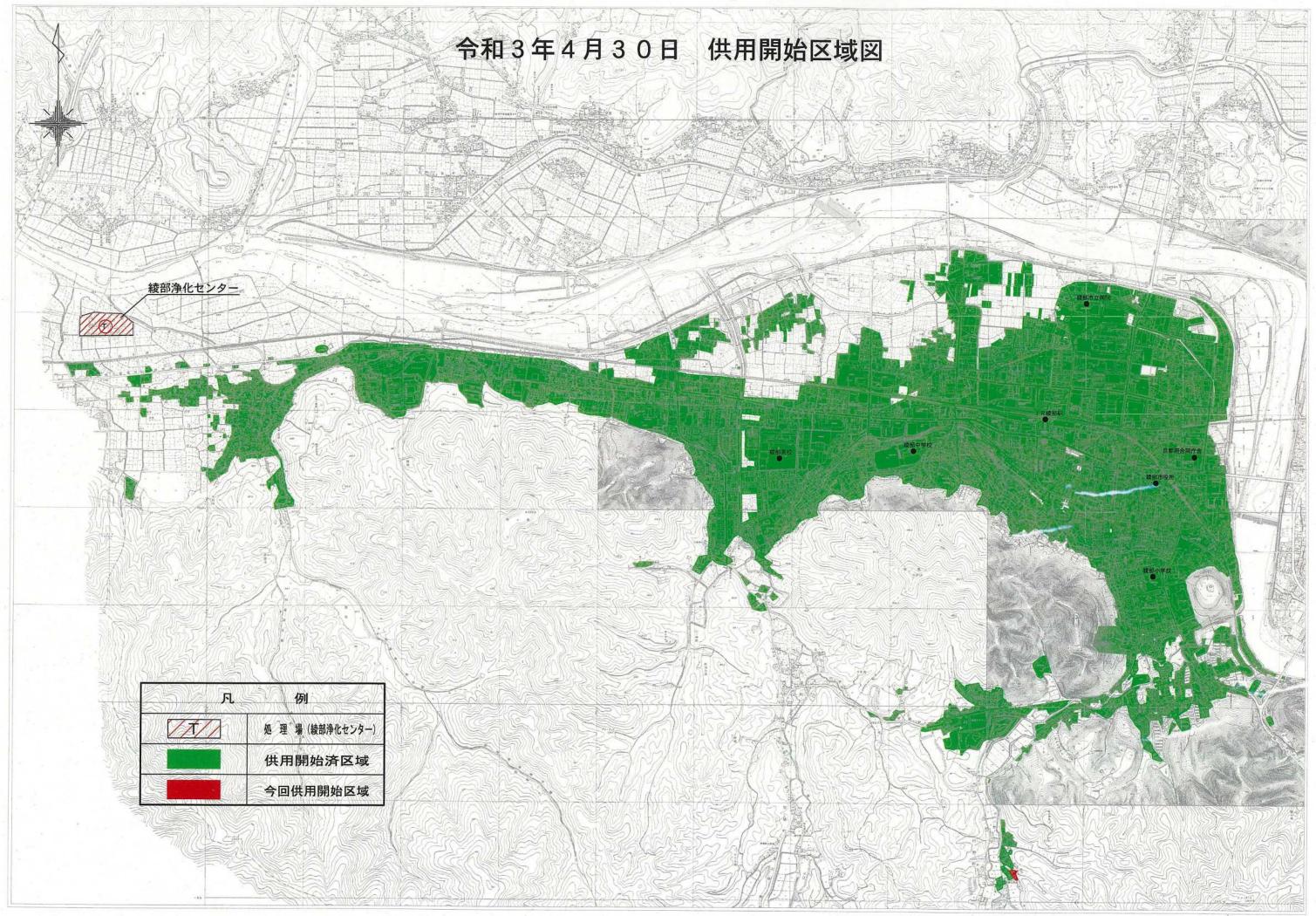
5 下水の処理を開始すべき年月日 令和3年 4月30日

6 下水を処理すべき区域 田野町の一部

- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
- (1)位置 高津町横枕8番地
- (2) 名称 綾部浄化センター







綾部市告示第118号

綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱(平成30年綾部市告示第38号)の一部 を次のように改正する。

令和3年5月6日

綾部市長 山 崎 善 也

第10条中「事業実施年度の12月末日」を「市長が別に定める日」に改める。 別表を次のように改める。

### 別表 (第4条関係)

補助	対象事業	補助対象経費	補助金の額
名 称	内 容	緑の担い手育成事業実施要	補助対象経費に4分の3を乗じて
新規就	新規就労者	領(平成5年7月5日付け	得た額(1円未満の端数が生じた
労者支	に林業の用	5 林第 5 5 9 号京都府農林	場合はこれを切り捨てた額)。た
援事業	に供する機	水産部長通知。以下「実施	だし、新規就労者1人につき12
	械器具、保	要領」という。)別表の1	万3,000円を限度とする。
	護具等の貸	に規定する新規就労者支援	
	与	事業経費で市長が適当と認	
		めるもの	
林業労	林業労働者	実施要領別表の2に規定す	事業実施主体が前年度に支払った
働者就	の就労環境	る林業労働者就労環境改善	労働者災害補償保険料(石綿によ
労 環 境	の改善	支援事業経費で市長が適当	る健康被害の救済に関する法律
改善支		と認めるもの	(平成18年法律第4号)に基づ
援事業			く一般拠出金を含む。)の算定基
			礎となった林業労働者の総賃金に
			1,000分の16.5を乗じて
			得た額(1円未満の端数が生じた
			場合はこれを切り捨てた額)。た
			だし、補助対象経費が当該額に満
			たない場合は、補助対象経費に10
			分の10を乗じて得た額とする。

備考 新規就労者支援事業において、新規就労者は、1人につき1回限り当該事業の対象とすることができる。

様式第1号別紙1中

林業労働者氏名	年 歯	· 5	就 労	予		È	E な	従	事	作	業			備	考
怀未力 側 石	<b>十</b> 图	7 7	定日	数	造	林	伐	出	森材	七木	そ	の	他		

を

Γ 主な従事作業 就労予 林業労働者氏名年 齢 考 に、 定日数 出森林土木その他 森林造成 伐 ① 造林:植栽、保育(切り捨て間伐を含む。)、鳥獣被害防護施設設置等 ② 伐出:主伐、間伐(利用間伐) を ③ 森林土木:森林作業道の開設 ④ その他:①~③以外の作業(備考欄に具体的作業を記載すること。) Γ ①森林造成:新植、保育、苗木生産、森林施業と一体的に実施する作業(森林調査、 森林病害虫防除作業) ②伐出:主伐、間伐(利用間伐) に ③森林土木:森林作業道及び作業歩道の開設、改良及び維持管理(修繕、雑草木の刈 り払い及び除雪等)、森林作業道又は作業歩道以外の森林土木工事 ④その他:①~③以外の作業(備考欄に具体的作業を記載すること。)

改め、同様式別紙2を次のように改める。

디디	紙	2
力リ	邢氏	_

補助対象者氏名		
伸 別 刻 多 有 以 行	油 田 斗 伍 耂 屲 夕	
	<b>畑 川 刈 豕 有 瓦 石</b>	

緑の担い手育成事業の取組内容

1	年度の労働者災害補償保険の算定基礎となった林業労働者の総賃金	円	(林業労働者就労環境改善支援事業補助金の算定基礎
(注)	該当する労働者災害補償保険料算定時の資料を添付すること。		

2 新規就労者支援事業について

単位:円

新規就労者氏名	項目	1	機	器	2	用	具	3	安全装	具	合 計
利规机力有以沿	名 称			合 計			合 計			合 計	(1+2+3)
合 計											

(注1) 「名称」欄は購入する機器、用具及び安全装具の名称を横に記載すること。

(注2)機器、用具及び安全装具の名称毎に、各新規就労者に該当する金額を記載し、事業費として集計すること。

3 林業労働者就労環境改善支援事業について

単位:円

項	目	実	施	す	る	内	容	事業費 (円)
①専門家への相談	炎に要する経費							
②就労環境の改善	善に要する経費							
③ 教育や研修し	こ要する経費							
④ 労働安全対策	に要する経費							
合	計							

様式第7号別紙を次のように改める。

17 t l	1.IT
님	-HX
77.7	/12-0

補助対象者氏名
---------

## 緑の担い手育成事業の取組成果

1	事業完了年月日	午	H	
1	尹 耒 元 」 午 月 日	<del>T-</del>	H	

2 年度の労働者災害補償保険の算定基礎となった林業労働者の総賃金 \_\_\_\_\_\_円(林業労働者就労環境改善支援事業補助金の算定基礎) (注)該当する労働災害補償保険料算定時の資料を添付すること。

3 新規就労者支援事業について

単位:円

<b>车</b> 田	項	目	-	1 機	器		2	用	具	3	安全装	具	合 計
新規就労者氏名	名	称			合	計			合 計			合 計	(1+2+3)
合 計													

(注1) 「名称」欄は購入する機器、用具及び安全装具の名称を横に記載すること。

(注2)機器、用具及び安全装具の名称毎に、各新規就労者に該当する金額を記載し、事業費として集計すること。

4 林業労働者就労環境改善支援事業について

単位:円

項	目	実	施	し	た	内	容	事業費	(円)
①専門家への相談	に要する経費								
②就労環境の改善	<b>奏に要する経費</b>								
③ 教育や研修に	こ要する経費								
④ 労働安全対策	に要する経費								
合	計								

## 附 則

この告示は、令和3年5月6日から施行し、この告示による改正後の別表の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

## 綾部市公告第29号

資料館改修事業、綾部市資料館空調設備改修工事に係る入札参加資格について、次の とおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入 札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年4月5日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 4号
- (2) 工事名 綾部市資料館空調設備改修工事
- (3) 工事場所 綾部市里町(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 空調機取替

展示室 天カセ形 同時ツイン 2組 研修室 天カセ形 1組 整理室 天カセ形 1組

正生主 人名 [ 加 ] [

(5)予定工期 令和3年5月7日から 令和3年8月4日まで(90日間)

#### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)電気工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式―1)とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式-2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

## (2)配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
  - (1) 設計図書の閲覧
    - ①期間 令和3年4月5日(月)午前9時から
    - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\_P/) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は110円です。
  - (2) 入札参加資格確認申請書の受付
    - ①期間 令和3年4月8日(木)午前9時から午後6時まで 令和3年4月9日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で4月8日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
    - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
  - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年4月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
  - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
  - ①期間 令和3年4月15日(木)から 令和3年4月16日(金)正午まで
  - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。
  - ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
  - ④回答 令和3年4月19日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

#### 7 入札期間及び開札の日時

## (1)入札期間

①日時 令和3年4月23日(金)午前9時から午後6時まで 令和3年4月26日(月)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出4月23日の午前9時から正午までと午後1 時から午後5時までと、4月26日の午前9時から正午までと午後1 時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

## (2) 開札の日時

令和3年4月27日(火)午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

## 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

# 紙入札方式参加承諾願

1	工事番	号						
2	工事	名						
3	場	所						
4	電子力	札シ	ステムで	の参加が	できない	)理由		
								生においては上 カ、紙入札方式
での	多加を	承諾	いただき	ますよう	お願いい	たします。	)	
			令和	年	月	日		
			, , ,	·	, •	·		
			Æ	E 所				
			13	L <i>1</i> 71				
			В	- 名				(FI)

綾 部 市 長 様

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(EII)

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

# 配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	現場代理人	主任技術者
1	(氏名)       手 (工事名)       持 (請負金額)       工 (役職名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
2	<ul><li>(氏名)</li><li>手 (工事名)</li><li>持 (請負金額)</li><li>工 (役職名)</li><li>事 (完了予定)</li></ul>	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
3	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
4	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
5	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)

## 【記載上の注意事項】

## 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

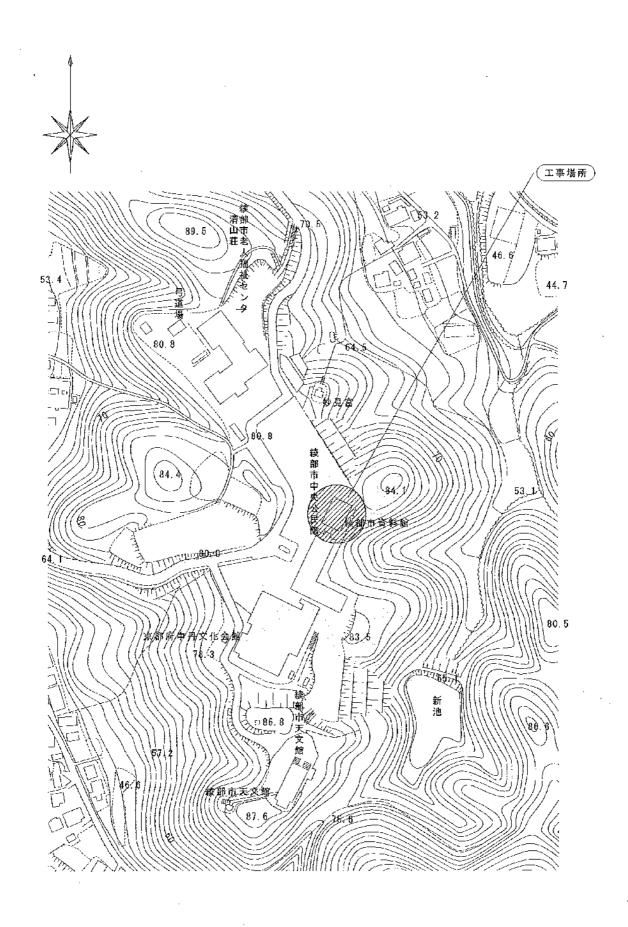
## 2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

#### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
  - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市資料館空調設備改修工事付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第30号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について公告する。

令和3年4月6日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第31号

第3次あやべ健康増進・食育推進計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は企画提案書等を提出してください。

令和3年4月7日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の第3次あやベ健康増進・食育推進計画策定支援業務について、委託業者の選定に あたり別添「第3次あやベ健康増進・食育推進計画策定支援業務に関する公募型プロポー ザル実施要領」に基づき実施します。

#### 綾部市公告第32号

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして行われる新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)に係る予防接種を実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき公告する。

令和3年4月9日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1. 接 種 実 施 期 間 令和3年5月1日~令和4年2月28日
- 2. 予 防 接 種 の 種 類 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)に係る予防接種

### 3. 予防接種を受ける期日及び場所

0. 1的以往6文() 3列(A)(A)(A)		
日程及び期間	施設名及び接種場所	対象者
令和3年5月1日(土)・5月22日(土)	特別養護老人ホーム第2松寿苑	
令和3年5月2日(日)・5月23日(日)	特別養護老人ホーム松寿苑 養護老人ホーム松寿苑 ケアハウスウォーターヒルズ松 寿	
令和3年5月5日(水)・5月26日(水)	グループホームたのやま ニチイケアセンターゆらの里	
令和3年5月8日(土)・5月29日(土)	特別養護老人ホーム第2松寿苑 小規模特養おかやす	当該施設入所者及び従事者
令和3年5月9日(日)・5月30日(日)	高齢者支援センター松寿苑小規 模特養あたご 生活支援ハウス高齢者支援セン ター松寿苑 特定施設ケアハウスたのやま ミストラルとよさと	
令和3年6月2日(水)から令和3年8月 29日(日)の水曜日・土曜日・日曜日。 ただし、8月14日(土)及び15日(日) は実施しない。	あやべ・日東精工アリーナ	令和3年度中に65歳に達 する方

#### 4. 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

下記にあてはまる方はワクチンを接種することができない。

- ・ 明らかに発熱している人(※1)
- 重い急性疾患にかかっている人
- ・ ワクチンの成分に対し重度の過敏症(※2)の既往がある人
- (※1) 明らかな発熱とは通常 37.5  $^{\circ}$   $^{\circ}$  以上を指す。ただし、37.5  $^{\circ}$  を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断させる場合はこの限りではない。
- (※2) アナフィラキシーや、全身性の皮膚、粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

公 告

綾部市公告第33号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和3年4月13日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第34号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年4月22日

綾部市長 山 崎 善 也

記

## 1 経営管理権集積計画の対象森林

								奴当年	
番号	大字	字	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	経営管 理権の 存続期 間	備考
集 02-009	睦寄町	上ノ山	1番	293	は	山林	0. 72	5 年	
集 02-010	睦寄町	上ノ山	5番	293	は	山林	0.19	5 年	
集 02-005	睦寄町	上ノ山	6番	293	は	山林	0.11	5 年	
集 02-001	睦寄町	石井	8001番	293	い	山林	0.02	5 年	
集 02-002	睦寄町	石井	8002番1	293	い	山林	0.16	5 年	
集 02-002	睦寄町	石井	8002番2	293	い	山林	0.16	5 年	
集 02-002	睦寄町	石井	8002番丁	293	い	山林	0.05	5 年	
集 02-002	睦寄町	石井	8002番丙	293	い	原野	0. 01	5 年	
集 02-002	睦寄町	石井	8002番戊	293	い	山林	0.07	5 年	
集 02-004	睦寄町	石井	8004番3	293	い	山林	0. 25	5 年	
集 02-005	睦寄町	石井	8005番	293	い	山林	0.19	5 年	
集 02-005	睦寄町	石井	8006番	294	い	山林	0.19	5 年	
集 02-006	睦寄町	石井	8007番	293	い	山林	1.00	5 年	
集 02-007	睦寄町	石井	8007番乙	293	い	山林	0. 01	5 年	
集 02-007	睦寄町	石井	8008番	293	い	山林	0.99	5 年	
集 02-007	睦寄町	石井	8009番	293	い	山林	0.36	5 年	
集 02-008	睦寄町	石井	8010番	293	い	山林	0. 23	5 年	
集 02-008	睦寄町	奥ノ谷	8018番	293	ろ	山林	0.49	5 年	
集 02-007	睦寄町	奥ノ谷	8番1	293	ろ	山林	0. 01	5 年	
集 02-007	睦寄町	奥ノ谷	9番1	293	ろ	原野	0.01	5 年	
集 02-004	睦寄町	奥ノ谷	12番1	不明	不明	原野	0. 01	5 年	現況森林※

※森林簿への登載予定とし一体整備を実施する

## 2 縦覧場所

綾部市林政課、綾部市ホームページ

3 本公告により、綾部市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

## 綾部市公告第35号

病児保育施設整備事業、病児保育室整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年4月26日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 7号
- (2) 工事名 病児保育室整備工事
- (3) 工事場所 綾部市青野町(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 職員食堂を病児保育室へ改修

改修面積 47.9 m²

(5) 予定工期 令和3年6月 1日から

令和3年9月28日まで(120日間)

#### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)建築工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

#### 3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

## (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
  - (1) 設計図書の閲覧
    - ①期間 令和3年4月26日(月)午前9時から
    - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\_P/) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は440円です。
  - (2) 入札参加資格確認申請書の受付
    - ①期間 令和3年5月6日(木)午前9時から午後6時まで 令和3年5月7日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で5月6日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
    - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
  - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
  - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
  - ①期間 令和3年5月13日(木)から令和3年5月14日(金)正午まで
  - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。
  - ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
  - ④回答 令和3年5月17日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

## (1)入札期間

 ①日時 令和3年5月24日(月)午前9時から午後6時まで 令和3年5月25日(火)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は5月24日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、5月25日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

## (2) 開札の日時

令和3年5月26日(水)午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

#### 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

## 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

# 紙入札方式参加承諾願

1	工事番	号							
2	工事	名					 		
3	場	所					 		
4	電子入	、札シスラ	テムでの	参加がで	きない理	!曲			
					ではあり				
			•	•	引用しての 源いいた		\$ V \/ \[ &	り、紅八	化力式
		令	和	年	月	日			
			住	所					
			氏	名					(EII)

綾 部 市 長 様

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(EII)

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

# 配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	現場代理人	<b>计                                    </b>						
	先 勿 八 垤 八	主任技術者						
	(氏 名)	(氏 名)						
	手 (工 事 名)	手 (工事名)						
1	持(請負金額)	持 (請負金額)						
	工(役職名)	工 (役職名)						
	事 (完了予定)	事 (完了予定)						
	(氏 名)	(氏 名)						
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)						
2	持(請負金額)	持(請負金額)						
	工 (役職名)	工 (役職名)						
	事 (完了予定)	事 (完了予定)						
	(氏 名)	(氏 名)						
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)						
3	持(請負金額)	持(請負金額)						
	工 (役職名)	工 (役職名)						
	事 (完了予定)	事 (完了予定)						
	(氏 名)	(氏 名)						
	手 (工事名)	手 (工 事 名)						
4	持(請負金額)	持(請負金額)						
	工 (役職名)	工 (役職名)						
	事 (完了予定)	事 (完了予定)						
	(氏 名)	(氏 名)						
5	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)						
	持(請負金額)	持(請負金額)						
	工 (役職名)	工 (役職名)						
	事 (完了予定)	事 (完了予定)						

## 【記載上の注意事項】

## 1)配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

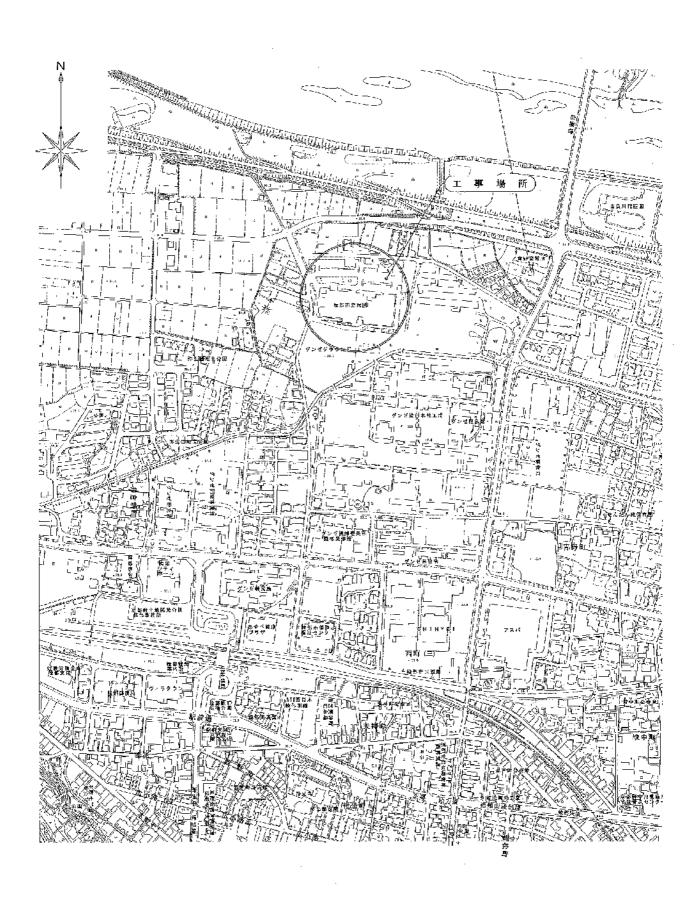
## 2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

#### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
  - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



病児保育室整備工事附近見取図 1/2,500

## 綾部市公告第36号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧 (3-2) 工事に係る入札参加資格について、 次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事 の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年4月26日

綾部市長 山 崎 善 也

#### 1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 8号
- (2) 工事名 公共下水道舗装復旧(3-2)工事
- (3) 工事場所 綾部市並松町外 (別添位置図参照)
- L=426mW=2.9~7.5m舗装版打換工A=538m²路面切削工A=1,930m²オーバーレイエA=1,930m²薄層カラー舗装工A=221m²区画線工L=830m
- (5) 予定工期 令和3年 6月 1日から 令和3年11月27日まで(180日間)

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31 日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2)配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
  - (1) 設計図書の閲覧
    - ①期間 令和3年4月26日(月)午前9時から
    - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\_P/) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は550円です。
  - (2) 入札参加資格確認申請書の受付
    - ①期間 令和3年5月6日(木)午前9時から午後6時まで 令和3年5月7日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で5月6日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
    - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
  - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
  - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
  - ①期間 令和3年5月13日(木)から 令和3年5月14日(金)正午まで
  - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年5月17日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

#### 7 入札期間及び開札の日時

## (1)入札期間

 ①日時 令和3年5月24日(月)午前9時から午後6時まで 令和3年5月25日(火)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は5月24日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、5月25日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

## (2) 開札の日時

令和3年5月26日(水)午前9時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け 付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

## 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

# 紙入札方式参加承諾願

1	工事	番	号									
2	工	事	名									
3	場		所									
4	電子	·入	札システ	ムで	の参加が	ぶでき	ない理	由				
上	記の	案	件は、電	<b>毫子入</b>	札対象劉	案件で	ごはあり	ますが	、今回	は当社	において	ては上
			り電子力							いため	、紙入村	儿方式
での	)参加	]を	承諾いた	だき	ますよう	がいい	いいた	します。				
			令表	旬	年	J	]	日				
				住	所							
					- 121							
				氏	名							(EJ)

綾 部 市 長 様

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号 F A X 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

# 配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
1	(氏名)       手(工事名)       持(請負金額)       工(役職名)       事(完了予定)       (氏名)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)       (氏 名)
2	手       (工 事 名)         持       (請負金額)         工       (役 職 名)         事       (完了予定)	手       (工 事 名)         持       (請負金額)         工       (役 職 名)         事       (完了予定)
3	<ul><li>(氏 名)</li><li>手 (工 事 名)</li><li>持 (請負金額)</li><li>工 (役 職 名)</li><li>事 (完了予定)</li></ul>	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
4	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
5	<ul><li>(氏 名)</li><li>手 (工 事 名)</li><li>持 (請負金額)</li><li>工 (役 職 名)</li><li>事 (完了予定)</li></ul>	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)

### 【記載上の注意事項】

### 1)配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

### 2) 主任技術者

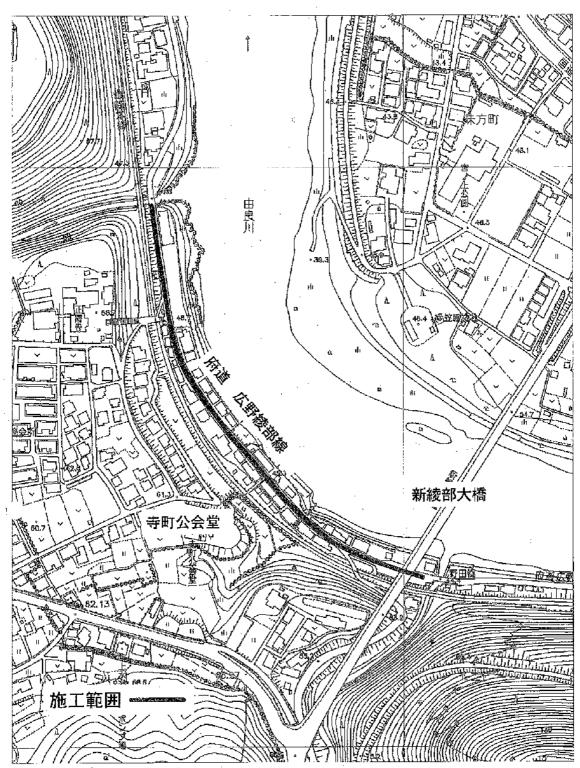
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
  - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

# 位置 义



工事名 公共下水道舗装復旧(3-2)工事

### 綾部市公告第37号

ふれあいの家改修事業、ふれあいの家防水改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年4月26日

綾部市長 山 崎 善 也

### 1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 11号
- (2) 工事名 ふれあいの家防水改修工事
- (3) 工事場所 綾部市栗町 (別添位置図参照)
- (4)工事概要 屋上防水改修

改修面積 461㎡

(5)予定工期 令和3年6月 1日から

令和3年7月30日まで(60日間)

#### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で防水工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 防水工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
  - (1) 設計図書の閲覧
    - ①期間 令和3年4月26日(月)午前9時から
    - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\_P/) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は140円です。
  - (2) 入札参加資格確認申請書の受付
    - ①期間 令和3年5月6日(木)午前9時から午後6時まで 令和3年5月7日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で5月6日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
    - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
  - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
  - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
  - ①期間 令和3年5月13日(木)から令和3年5月14日(金)正午まで
  - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。
  - ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
  - ④回答 令和3年5月17日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

### 7 入札期間及び開札の日時

### (1)入札期間

①日時 令和3年5月24日(月)午前9時から午後6時まで 令和3年5月25日(火)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は5月24日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、5月25日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

### (2) 開札の日時

令和3年5月26日(水)午前10時10分

### 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

### 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

#### 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

## 紙入札方式参加承諾願

1	工事番	号					 
2	工事	名					 
3	場	所					 
4	電子力	、札シ	ステムで	の参加が	できない	理由	
			、電子入	.札対象案	件ではな	<b>ありますが</b>	************************************
						いたします。	7、 概八化万代
			令和	年	月	日	
			信	主 所			
			E	F 名			ED

綾 部 市 長 様

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(EII)

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

# 配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者				
	(氏 名)	(氏 名)				
1	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	手     (工 事 名)       持     (請負金額)       工     (役 職 名)       事     (完了予定)				
	(氏 名)	(氏 名)				
2	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)				
	(氏 名)	(氏 名)				
3	手       (工 事 名)         持       (請負金額)         工       (役 職 名)         事       (完了予定)	手       (工 事 名)         持       (請負金額)         工       (役 職 名)         事       (完了予定)				
	(氏 名)	(氏 名)				
4	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	手     (工 事 名)       持     (請負金額)       工     (役 職 名)       事     (完了予定)				
	(氏 名)	(氏 名)				
5	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)				

### 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

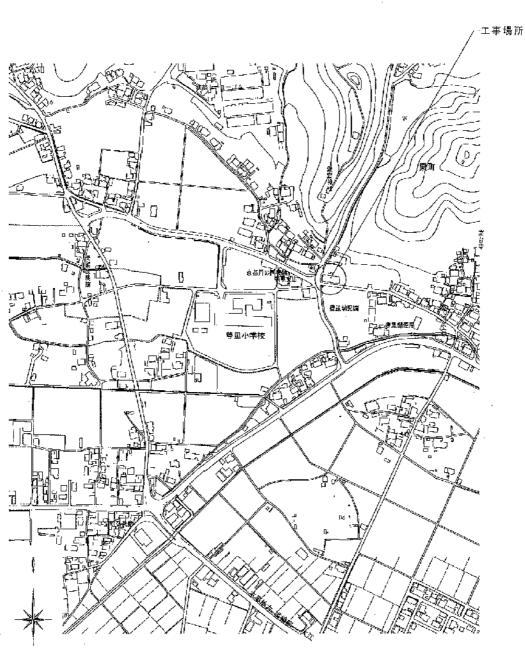
### 2) 主任技術者

- 1 防水工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

#### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
  - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



ふれあいの家防水改修工事

### 綾部市公告第38号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その1に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年4月26日

綾部市長 山 崎 善 也

### 1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 13号
- (2) 工事名 浄化槽設置工事その1
- (3) 工事場所 綾部市睦寄町外 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要 小型合併処理浄化槽設置

5人槽構造基準型 1基

7人槽構造基準型 2基

7人槽構造基準型P付 1基

計4基

### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月3 1日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていない こと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2)配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
  - (1) 設計図書の閲覧
    - ①期間 令和3年4月26日(月)午前9時から
    - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\_P/) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は710円です。
  - (2) 入札参加資格確認申請書の受付
    - ①期間 令和3年5月6日(木)午前9時から午後6時まで 令和3年5月7日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で5月6日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
    - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
  - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
  - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
  - ①期間 令和3年5月13日(木)から 令和3年5月14日(金)正午まで
  - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年5月17日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

#### 7 入札期間及び開札の日時

### (1)入札期間

 ①日時 令和3年5月24日(月)午前9時から午後6時まで 令和3年5月25日(火)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は5月24日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、5月25日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

### (2) 開札の日時

令和3年5月26日(水)午前10時30分

### 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

### 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

### 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け 付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

## 紙入札方式参加承諾願

1	工事	番	号									
2	工	事	名									
3	場		所									
4	電子	·入	札システ	ムで	の参加が	ぶでき	ない理	由				
上	記の	案	件は、電	<b>毫子入</b>	札対象劉	案件で	ごはあり	ますが	、今回	は当社に	において	には上
			り電子力							いため、	、紙入木	L方式
での	)参加	を	承諾いた	だき	ますよう	がいい	いいた	します。	)			
			令表	旬	年	J	1	日				
				住	所							
					- 121							
				氏	名							ED

綾 部 市 長 様

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 🗊

電 話 番 号 F A X 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

# 配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	現場代理人	主任技術者				
	(氏 名)	(氏 名)				
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)				
1	持(請負金額)	持(請負金額)				
	工 (役 職 名)	工 (役 職 名)				
	事 (完了予定)	事 (完了予定)				
	(氏 名)	(氏 名)				
	手 (工事名)	手 (工 事 名)				
2	持(請負金額)	持 (請負金額)				
	工 (役職名)	工 (役職名)				
	事 (完了予定)	事 (完了予定)				
	(氏 名)	(氏 名)				
	手 (工事名)	手 (工事名)				
3	持(請負金額)	持 (請負金額)				
	工 (役職名)	工 (役職名)				
	事 (完了予定)	事 (完了予定)				
	(氏 名)	(氏 名)				
	手 (工 事 名)	手 (工事名)				
4	持(請負金額)	持(請負金額)				
	工 (役職名)	工 (役職名)				
	事 (完了予定)	事 (完了予定)				
	(氏 名)	(氏 名)				
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)				
5	持(請負金額)	持(請負金額)				
	工 (役職名)	工 (役職名)				
	事 (完了予定)	事 (完了予定)				

### 【記載上の注意事項】

### 1)配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

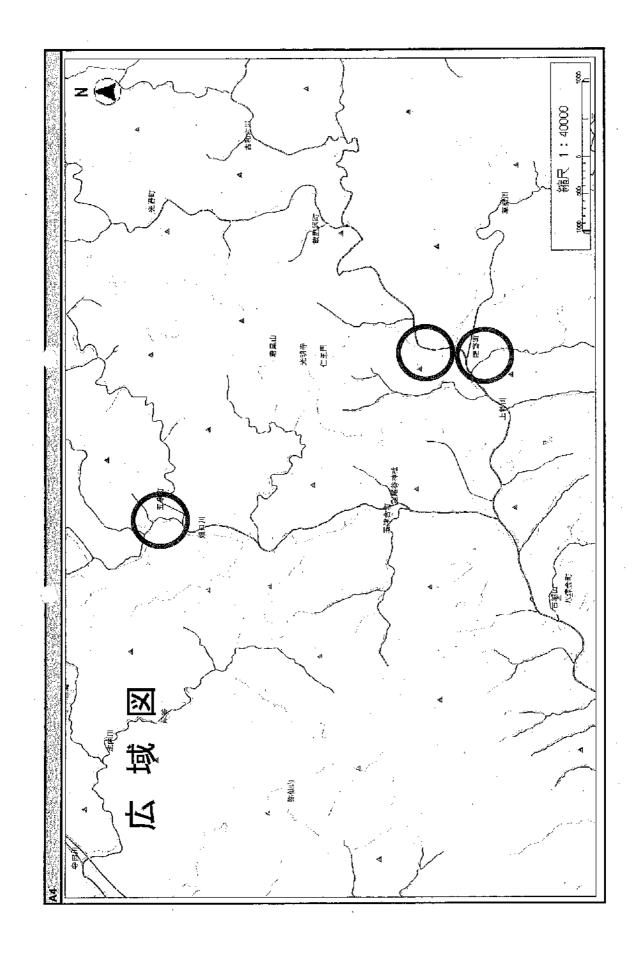
### 2) 主任技術者

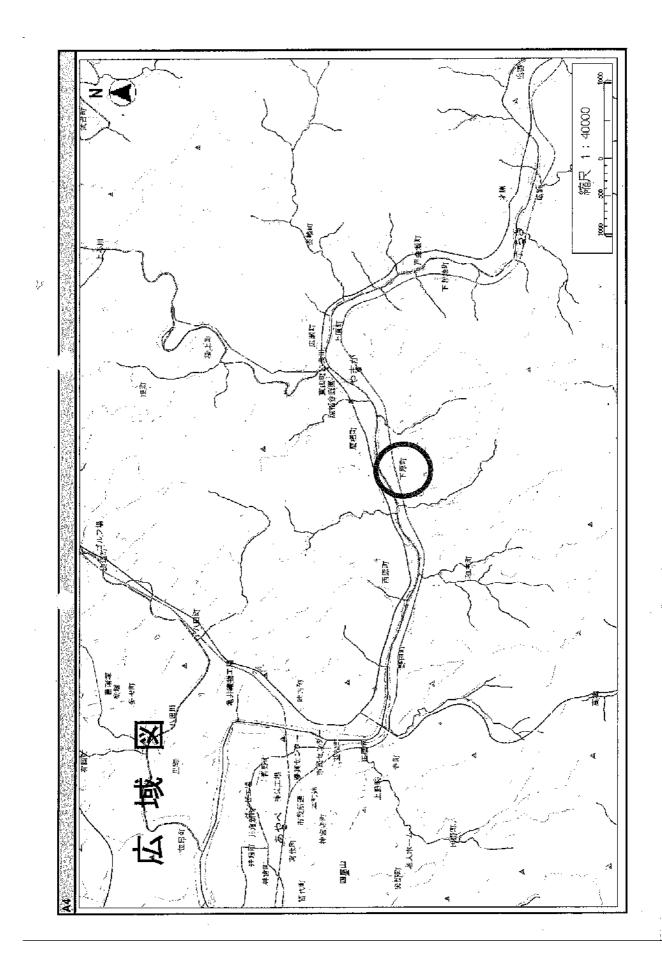
- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
  - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





### 綾部市公告第39号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その2に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年4月26日

綾部市長 山 崎 善 也

#### 1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 14号
- (2) 工事名 浄化槽設置工事その2
- (3) 工事場所 綾部市小畑町外(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 小型合併処理浄化槽設置
  - 5人槽構造基準型 3基
  - 7人槽構造基準型P付 1基

計4基

#### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月3 1日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていない こと
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

### (2)配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
  - (1) 設計図書の閲覧
    - ①期間 令和3年4月26日(月)午前9時から
    - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\_P/) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は700円です。
  - (2) 入札参加資格確認申請書の受付
    - ①期間 令和3年5月6日(木)午前9時から午後6時まで 令和3年5月7日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で5月6日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
    - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
  - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
  - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
  - ①期間 令和3年5月13日(木)から 令和3年5月14日(金)正午まで
  - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年5月17日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

### 7 入札期間及び開札の日時

### (1)入札期間

①日時 令和3年5月24日(月)午前9時から午後6時まで令和3年5月25日(火)午前9時から午後2時までただし、紙入札者の提出は5月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、5月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

### (2) 開札の日時

令和3年5月26日(水)午前10時50分

### 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

### 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

### 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否郵送による入札は認めません。

### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

## 紙入札方式参加承諾願

1	工事	番号					 
2	工事	事 名					 
3	場	所					 
4	電子	入札シ	/ステムで	での参加が	ゞできない	理由	
							生においては上 め、紙入札方式
						いたします。	-5 \ \ \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \
			令和	年	月	日	
			1	主 所			
			J	毛 名			(FI)

綾 部 市 長 様

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 🗊

電 話 番 号 F A X 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

# 配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
1	(氏名)       手(工事名)       持(請負金額)       工(役職名)       事(完了予定)       (氏名)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)       (氏 名)
2	手       (工 事 名)         持       (請負金額)         工       (役 職 名)         事       (完了予定)	手       (工 事 名)         持       (請負金額)         工       (役 職 名)         事       (完了予定)
3	<ul><li>(氏 名)</li><li>手 (工 事 名)</li><li>持 (請負金額)</li><li>工 (役 職 名)</li><li>事 (完了予定)</li></ul>	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
4	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
5	<ul><li>(氏 名)</li><li>手 (工 事 名)</li><li>持 (請負金額)</li><li>工 (役 職 名)</li><li>事 (完了予定)</li></ul>	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)

### 【記載上の注意事項】

### 1)配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

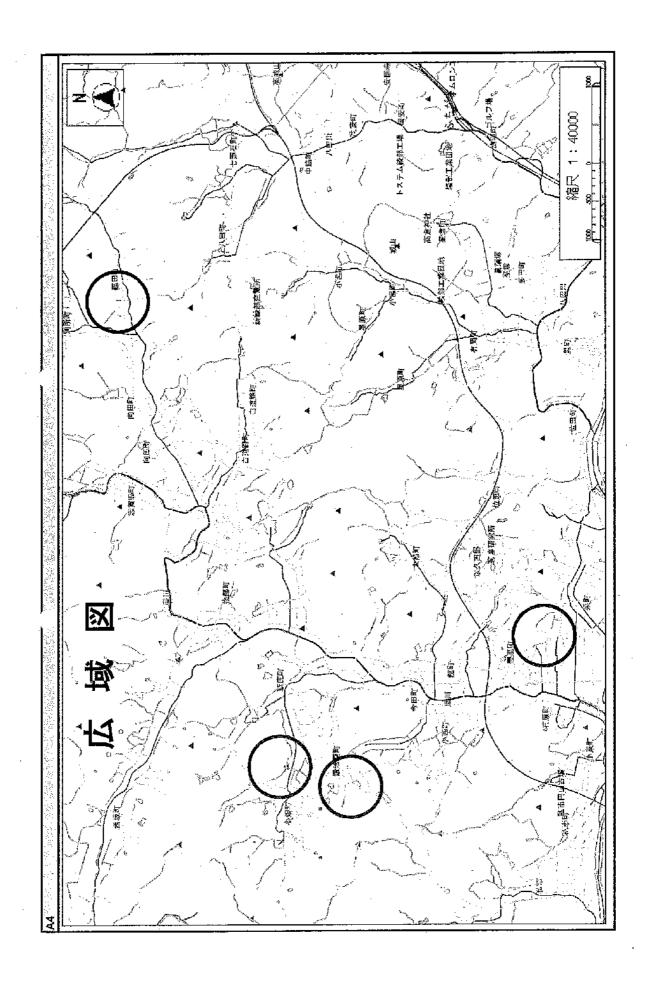
### 2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
  - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第40号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第4条の規定により、令和3年度に 受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

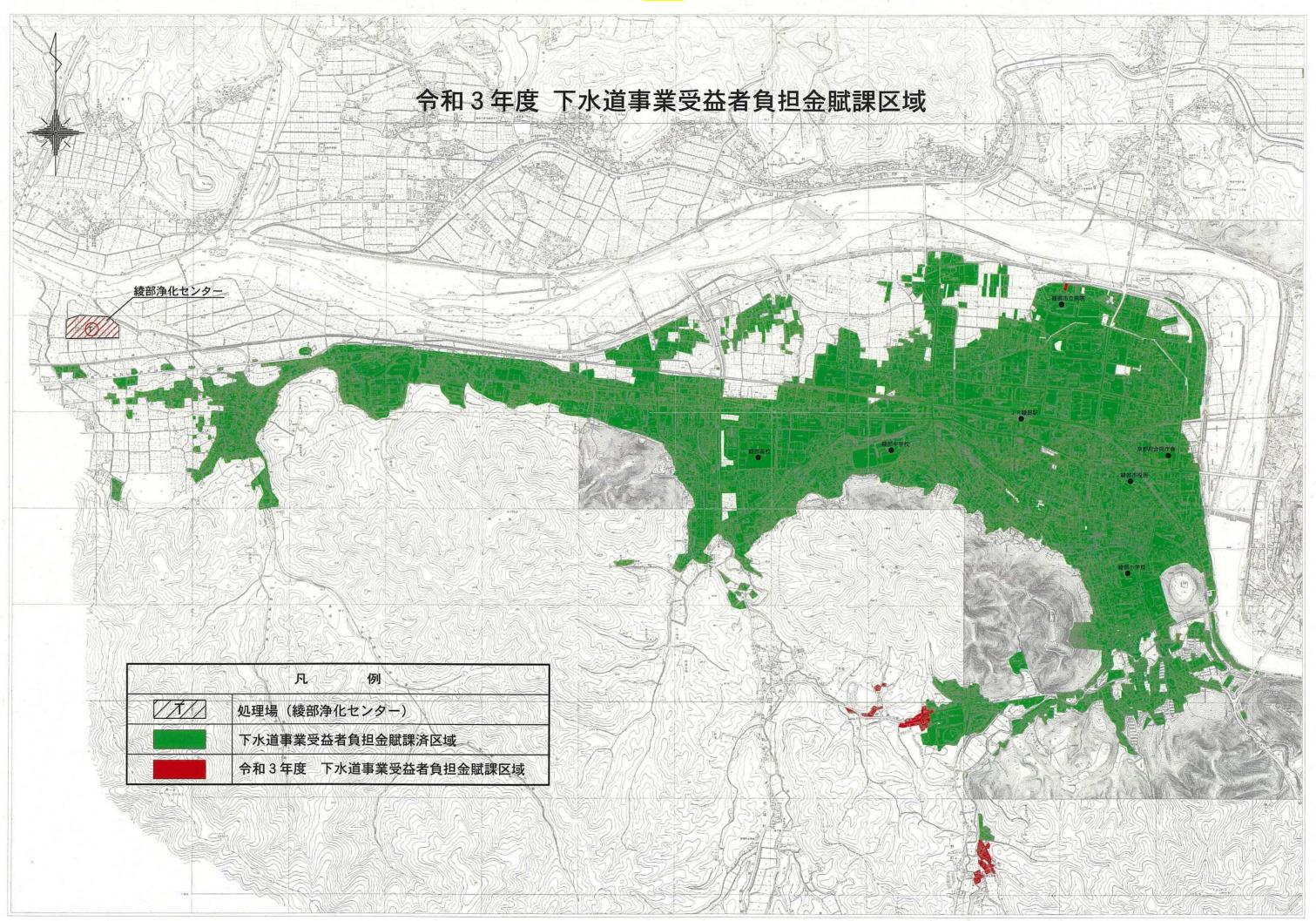
なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

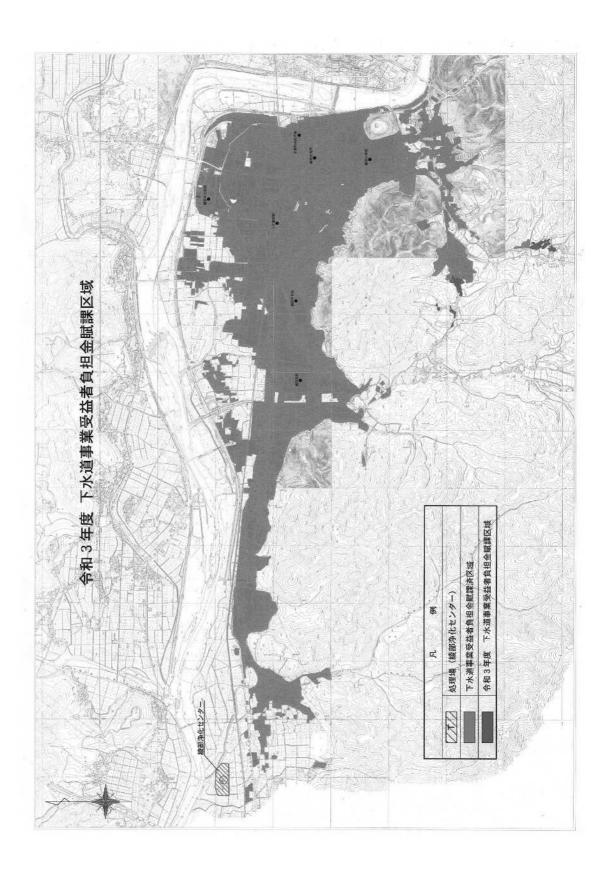
令和3年4月30日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 賦課対象区域 田野町の一部、青野町の一部
- 2 賦課対象区域図 別図のとおり







### 教育委員会告示

### 綾部市教育委員会告示第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、令和3年度第1回(4月)綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和3年4月22日

綾部市教育委員会 教育長 村 上 元 良

- 1 日 時 令和3年4月26日(月)午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局 (教育長室)
- 3 付議事項
  - ・議第4号 綾部市社会教育委員の委嘱について
  - ・議第5号 綾部市文化財審議会委員の委嘱について

### 選挙管理委員会告示

### 綾部市選挙管理委員会告示第17号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則(昭和25年4月20日号外総理府令第13号)第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年4月5日

綾部市選挙管理委員会 委員長 高 野 俊 道

1	閲 覧 年 月 日	令和2年9月29日、9月30日、10月2日、 10月5日、10月6日、10月8日、10月22 日
	閲覧申出者の氏名	-
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市大島町梶長16-12
	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動のため
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	中筋、物部、志賀郷地区
	閲 覧 年 月 日	令和2年10月2日、10月5日、10月6日、 10月7日、10月8日、10月9日、10月13 日、10月14日、10月15日、10月16日、 10月19日、10月21日、10月22日
2	閲覧申出者の氏名	中島祐子
2	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市有岡町志庭垣3-1
	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動のため
	委 託 者	

### 選挙管理委員会告示

	閲覧に係る選挙人の範囲	綾部小学校区、吉美小学校区
	閲覧年月日	令和2年10月12日、10月13日、10月 15日、10月19日、10月20日、10月28 日、10月30日
	閲覧申出者の氏名	井 田 佳代子
3	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市味方町畦田30
	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動のため
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	味方町、上野町、野田町、並松町、寺町、青野町、 下八田町、上八田町、岡安町、七百石町、中筋町、 渕垣町、田野町、紫水ケ丘